

平成26年度調査報告書

# ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題

---

2015（平成27）年4月



## 「成功報酬型」の要素を行政に取り入れる上でのヒントとして ——調査報告書『ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題』——

本稿『ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題』は、ソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond: SIB)の概要を紹介しながら、日本で導入する際の検討課題等を整理した調査報告書です。

SIB の定義は論者によって異なりますが、「社会課題を解決する」ための「投資スキーム」の一種であると整理することが出来ます。すなわち、行政がある社会課題を解決することを目指す際に、行政自身が事業を行うのではなく、民間に事業（支援プログラム等）の実施を依頼するとともに、その事業資金についても当初は投資家の資金を原資とし、行政はその成果(outcome)に応じて投資家に成功報酬を支払う、というものです。

例えば、英国での第一号案件(2010年)では、①刑務所出所者の再犯率を下げることを目指して、②民間投資家等が原資を出し、③その資金を使って、ボランティア団体等が受刑者とその家族に対して再犯防止のための支援プログラムを提供、これによって④同支援プログラム対象の受刑者の再犯率が他の受刑者よりも有意に低くなった場合に、その成果に応じて行政が成功報酬を投資家に支払う、というスキームが組成されました。

日本に SIB を導入するためには、様々な課題を克服する必要がありますし、社会課題を解決する上で SIB が有効なケースは実際には相当限られているかもしれません。しかし、「ある社会課題を解決するために、民間主体に先行投資をしてもらって、その成果に応じて行政が成功報酬を支払う」といった SIB の基本的発想は、行政にとって新しいものであるとともに、今後工夫次第では幅広く応用しうる可能性のあるものであろうと思います。行政は、SIB スキームの導入自体にこだわるのではなく、その考え方をどのように活用できるかについて柔軟に検討していくことが期待されます。

事業の企画・立案をしていく上での新たな発想のヒントの一つとして、本調査報告書を活用いただけたら幸いです。

2015年4月

神奈川県政策研究担当局長

(政策研究・大学連携センター所長)

竹本 治

# ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題

神奈川県政策研究・大学連携センター 細野 ゆり\*

高畑 圭佑\*\*

『ソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond: SIB)』とは、①高い再犯率や若年者の失業、困窮家庭児童の教育機会の不平等、あるいは路上生活者やニートの増加といった社会課題を解決するために、②行政機関と契約を交わした民間団体が実施するサービスに対して、③行政が成果(アウトカム(outcome))に応じた支払いをする、④投資スキームの一形態である。「大きな社会(Big Society)」という政治理念に基づき、2010年に英国で組成された事例(刑務所出所者の再犯率引下げを目指した支援プログラムの実施)が最初となるが、ここ数年欧米諸国を中心に活用が徐々に広がりつつある<sup>1</sup>。

典型的なSIBでは、(1)投資家が事業費等を拠出し、(2)それを原資に民間サービス実施主体が支援プログラム等を実施し、(3)これによって社会課題が解決(「改善」を含む。以下同じ)した場合には、行政が事業費等に成功報酬を含めた金額を投資家に支払う、という契約となっている。なお、SIBは行政がこれまで取り組んでこなかった分野等の社会課題を解決する上での一手段とはなりうるが、必ずしも行政コストの削減に繋がるとは限らない点には留意する必要がある。

行政としては、諸外国の事例も参照しながら、SIBを導入するための4つの要素——「A. 社会課題解決に向けた行政のコミットメント」「B. サービス実施主体の存在」「C. 成果の計測可能性」、「D. 資金提供者の確保」——に照らして実現可能性を探っていくことになる。その際には、「社会課題の解決」という本来の目的よりも「投資スキームの組成」が優先することにならないよう、バランス感覚を持って検討していくことが望ましい。

## 目次

第1章 ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは何か	2
1 SIBの典型的なスキーム	2
2 SIB組成の社会的背景(英国)	4
3 SIB組成の現状	5
4 SIBのスキーム	8
第2章 SIBを導入する際に求められる4つの要素	11
1 4つの要素の概要	11
2 様々なSIBの態様(4つの要素のバリエーション)	16
第3章 SIBスキームの日本における導入	19
1 SIBスキーム組成に向けた検討状況等	19
2 技術的・社会的な検討課題と留意点	20
(おわりに)	23
巻末資料:各国のSIB実施概要	25
主要参考文献	40

<sup>1</sup> 2014年8月時点では25件の組成が確認されている(Social Finance, 2014)が、その後、英国を中心に件数がさらに増加している。日本では横須賀市で全国初のSIB事業として、日本財団(出資者)と児童養護施設の子どもの特別養子縁組を進めるパイロット事業を進めることで合意した(毎日新聞 2015年4月16日)。

\* 神奈川県政策研究・大学連携センター 特任研究員 \*\* 神奈川県政策研究・大学連携センター 主事

## 第1章 ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) とは何か

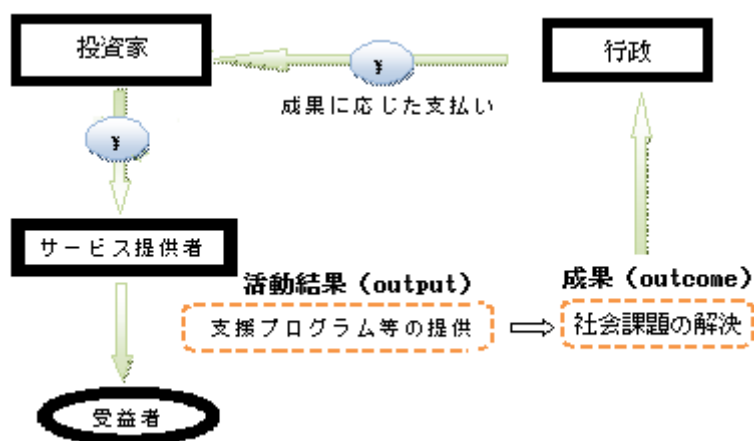
### 1 SIBの典型的なスキーム

『ソーシャル・インパクト・ボンド』(Social Impact Bond: SIB)とは、①高い再犯率や若年者の失業、困窮家庭児童の教育機会の不平等といった社会課題を解決するために、②行政機関と契約を交わした民間団体が実施するサービスに対して、③行政が成果(outcome)に応じた支払いをする、④「投資スキーム」の一形態である。<sup>2</sup>

SIBのスキームには様々な形態が存在する<sup>3</sup>が、典型的には、(ア)民間のサービス実施主体が、社会課題の解決のための支援プログラム(例、刑務所の出所者への就労・生活支援プログラム)を数年間にわたり提供し、(イ)これによって具体的な成果(例、再犯率の引下げ)を実現することを目指して組成される。

この間、(a)投資家が当該民間サービス実施主体の事業費等を事業実施前に拠出することで、(b)サービス実施主体は、その資金を活用して支援プログラムを数年間にわたり提供することが可能となり、(c)行政は、プログラムの一定期間における「活動結果」(output)により、あらかじめ行政・投資家・サービス実施主体が合意した「成果」(outcome)が得られた場合には、成功報酬を含めた金額を投資家に支払う、という形で、資金のやりとりがなされる(図表1。スキームの詳細は「4 SIBのスキーム」参照。「成果」についてはBOX 1参照)。

図表1 SIBの典型的なスキーム (概念図)



出所：筆者作成

<sup>2</sup> ソーシャル・インパクト・ボンドという名称は、英国初の社会企業家として、多数の社会的企業設立に寄与した社会学者のマイケル・ヤング卿(Michael Young)により名づけられたものである(塚本・吉岡 2015)。「社会的影響力がある」という意味でソーシャル・インパクトの名が付けられている。

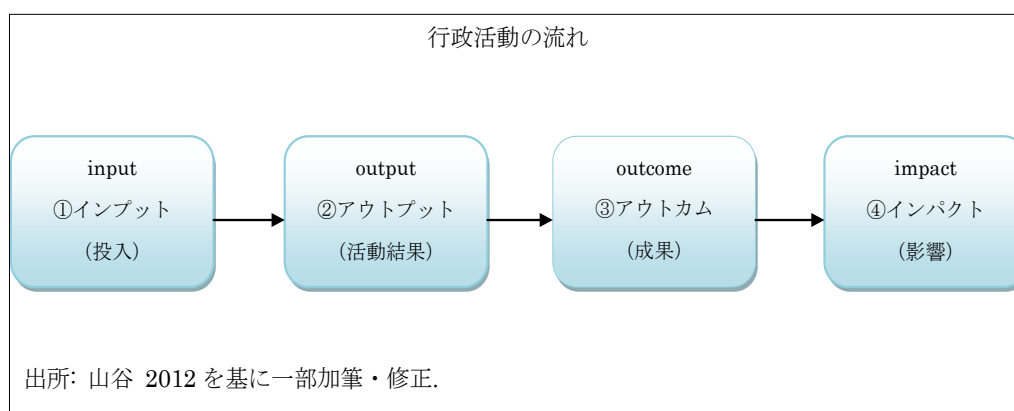
<sup>3</sup> SIBの定義は論者によって異なり、行政が成果の支払い主体とならないものまでSIBスキームに含める場合がある。

なお、SIBは「ボンド」と名づけられてはいるものの、実際のSIBスキームにおいては、「債券」を発行するとは限らず、また、社会課題解決という成果が得られない場合には、投資家が元本の一部ないし全額が償還されないリスクを負うという「成功報酬型」である点で、投資家に利息を支払い満期には償還する一般的な債券とは性格が全く異なる<sup>4</sup>。そういった意味では「ボンド」という名称は大変誤解を招きやすいものであるといえる。

また、SIBスキームは「行政コストを削減しながら、社会課題を解決することが出来る」と期待されがちであるが、実際には、仮に既存の社会課題に対処する行政コスト（例. 刑事手続きや刑務所への収容費用等）の削減が実現したとしても、SIB組成の諸費用や成功報酬等まで勘案すると、必ずしも行政にとって実質的なコスト削減をもたらすとは限らない点には十分留意する必要がある（後述BOX 2参照）。

### BOX 1 社会課題の解決と「成果 (outcome)」

政策評価においては、行政活動の流れは「①投入(input)」、「②活動結果(output)」、「③成果(outcome)」、「④影響(impact)」の4つに区分されるが、SIBにおける「社会課題の解決」はこのうちの「③成果(outcome)」により評価することになる。



SIBスキームの典型例（再犯率の引下げ）では、以下のように整理できる。

- ①投入：サービス実施主体による家族支援や釈放後の就労支援の実施にあてた事業費
- ②活動結果：実際にサービスを提供した対象者の人数・頻度・期間等
- ③成果：再犯率の引下げ(出所後の再犯による有罪判決の減少)
- ④社会的影響：安心・安全な社会の実現

<sup>4</sup> SIBは、実質的には成果に応じて投資家へ配当する「株式(equity)」に近い性格を持つ（塚本 2014a）。

## 2 SIB組成の社会的背景（英国）

SIBは、英国において「6年間の期限付きのパイロット・プロジェクト」として、ピーターバラ刑務所(HMP Peterborough)からの出所者の再犯防止を支援するプログラムの投資スキームとして始まった（2010年9月に契約）。

こうした「SIBを使った社会課題解決プログラム」という新たな取組みが英国で始まったのは、同年5月に発足したキャメロン政権の政治理念（「大きな社会（Big Society: ビッグ・ソサイエティ）」<sup>5</sup>）が大きく影響している。同政権では、財政的に厳しい中央政府から地方自治体への権限移譲を積極的に進めるとともに、社会課題については社会的企業や非営利団体等の専門的知識や技術を活かして解決していく、という基本的な考えに立って様々な政策を打ち出している。具体的な施策においては、公共サービス実施における政府との契約に「成果主義（「ペイメント・バイ・リザルツ（Payment by Results）」や、「成功報酬契約(Outcome-based contract)」）の考え方を積極的に取り入れるとともに、社会的企業や非営利団体の新規かつ質の高いサービスの提供を促している<sup>6</sup>。

SIBもそうした（1）民間の「社会的投資」を活用して公共的サービス提供の資金を調達するという性格に（2）成果主義の要素を併せ持った投資スキームとして、英国で導入されたものであるといえる。

### BOX2 「G8インパクト投資タスクフォース」（先進国でのSIB推進に向けた環境整備）

社会的投資が、財政難や高齢化、低成長に直面する先進国に共通する関心事項となる中、2013年のG8サミットにおいて政府・金融・ビジネス及び公益活動団体のリーダーが集まる「G8インパクト投資タスクフォース」が創設され、先進国における社会的投資に関する課題等を整理していくこととなった<sup>7</sup>。2014年9月には、「G8インパクト投資タスクフォース報告書」において社会的投資環境整備に関する政策提言が掲げられ、その中で、成果報酬型の資金調達制度の一つとして「SIBの検討」も行うこととされた<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 市民・コミュニティ・地方政府に権限を移譲し、政府のみでは解決困難な社会課題を解決することで、より公正で、機会の平等を達成しうる社会を築こうとする理念。政策ミッションとして、1)コミュニティの権限強化、2)コミュニティにおける市民活動の促進、3)中央から地方政府への権限委譲、4)チャリティ・社会的企業等の支援、5)政府データの開示の5つの柱を掲げている(UK Cabinet Office, 'Building a Big Society' <<https://www.gov.uk/government/publications/building-the-big-society>>兼村 2014)。

<sup>6</sup> UK Conservatives, 'Building a Big Society'。

<<https://www.conservatives.com/~media/files/downloadable%20files/building-a-big-society.ashx>>

<sup>7</sup> 『民間初の地方創生「社会的投資」を突破口に』(朝日新聞 2014年10月16日)。

<sup>8</sup> G8インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、『G8インパクト投資タスクフォース報告書本日公開』(2014年9月17日)。<<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2014/img/54/54.pdf>>

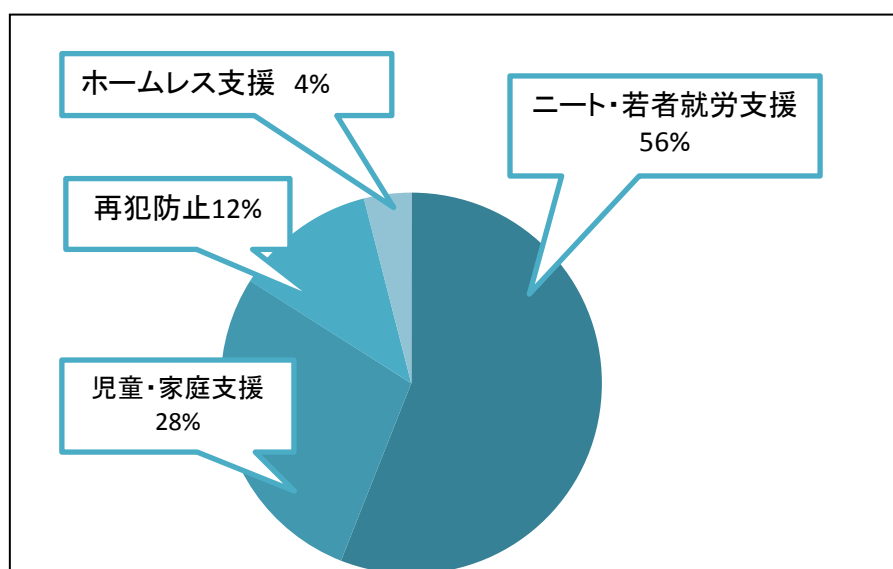
### 3 SIB組成の現状

#### (1) SIBが投資対象とする社会課題の種類

SIBはこれまで欧米諸国を中心に数十件組成されているが、このうちスキームの概要が把握できる25件<sup>9</sup>について社会課題別に分類してみると、ニート・若者の就労支援対策（全体の6割）<sup>10</sup>や児童・家庭支援<sup>11</sup>（同3割）の割合が多く、これらがSIBスキームを活用している国々の直面している共通の社会課題であることがうかがえる。

このほかには、再犯防止（同1割）やホームレス支援（同4%）といった社会課題の解決もSIBの投資対象となってきているが、今後は、先進国の抱えるその他の社会課題（高齢者の心身の健康維持支援、貧困削減、失業対策等）にも投資対象が広がっていくと考えられる。

図表2 社会課題別にみたSIBの組成実績 (2014(平成26)年8月現在)



出所：Social Finance Limited 2014

こうした社会課題のSIBによる解決方法を仔細にみると、「既存の予算の枠組みでは対応しづらい事項」について、行政がSIBスキームを使って①民間資金を調達しながら、②民間サービス主体の知識や技術を活用して、解決しようとしていることがうかがえる。

<sup>9</sup> 本論では、イギリス・アメリカ・オランダ・ドイツ・ベルギー・オーストラリア及びカナダの7カ国において2014年8月までに組成された25件を分析対象とする（Social Finance Limited 2014）。このほか、韓国ではSIBに倣った政府による成功報酬制度で高齢者の孤独死支援事業をはじめている（The Hankyoreh, ‘Public-private Sector Partnership to Prevent Suicide’ issued on April 12, 2013）。

< [http://english.hani.co.kr/arti/english\\_edition/e\\_national/582565.html](http://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_national/582565.html) >

また、マレーシアにおいてもSIBの検討がなされている（Tomkinson, Emma, ‘Malaysian Innovation: Building a Social Impact Bond(SIB) Pipeline’）。

< <http://emmatomkinson.com/2015/02/03/malaysian-innovation-building-a-social-impact-bond-sib-pipelin> >

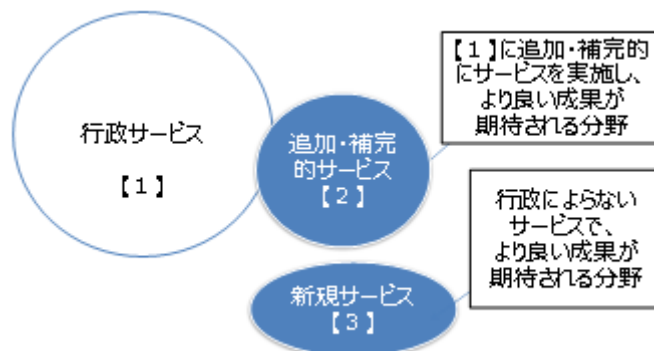
<sup>10</sup> ニート・若者就労支援の比率が非常に高いのは、英国・労働年金省が類似のスキームを多数の自治体とともに組成していることが大きく影響している（全25件中10件がこれに該当。後掲図表5参照）。

<sup>11</sup> 「児童・家庭支援」には、生活困窮家庭、母子家庭、問題行動のある少年を抱える家庭等への支援のほか、養子縁組も含まれる。



すなわち、SIBは「【1】既存の行政サービス分野」そのものではなく、「【2】既存の分野に追加・補完的にサービスを提供することで、より良い成果が期待される分野」、あるいは「【3】サービスを実施することによって、良い成果が期待される新たな分野」を対象として、行政が社会課題を解決しようとする際に活用される投資スキームであるといえる（図表3、図表4）（塚本2014）。

図表3 行政サービスとSIBの導入が想定される公共サービス分野



出所：塚本一郎(2014a)より筆者により加筆・作成

図表4 社会課題別公共サービスへのSIB導入分野（例）

社会課題	行政主体	行政サービス【1】	民間サービス実施主体が行う内容	
			追加・補完的サービス【2】	新規サービス【3】
ニート・若者支援	ベルギー・ブリュッセル市	求職登録 求人公開	定年退職者による移民若者への求職支援等 <sup>12</sup>	
児童・家庭支援	カナダ・サスカトゥーン市	母子家庭に対する里親を通じた支援		共同生活施設における養育・就労支援クラス等の実施 <sup>13</sup>
再犯防止	英国・ピーターバラ	刑務所による行刑（矯正）	釈放前後の家族・本人への支援、釈放後の就労支援等 <sup>14</sup>	
ホームレス支援	英国・コミュニティ地方自治省等	国民保健サービスによる緊急医療の提供		住居確保・職業支援・移民路上生活者の母国への帰還支援 <sup>15</sup>

出所：筆者作成

<sup>12</sup> 行政による求職情報公開等の通常の求職サービスに加えて、地域の定年退職者による移民の若者への求職支援を通じて、雇用の機会拡大を企図。

<sup>13</sup> 母子家庭に対する里親滞在期間を減らす目的で、「スイート・ドリームズ(Sweet Dreams)」という共同生活の家を設立し、6ヵ月間の滞在期間に心理的ケアを含む養育支援・就労支援を実施。

<sup>14</sup> 刑務所における行刑指導のみであった短期刑出所者に対して釈放前後の家族を含む心理支援、出所後の就労支援等を提供。

<sup>15</sup> 路上生活者の宿泊施設提供・国民保健サービスによる無料緊急医療の提供等の行政サービスに加えて、長期生活しうる住居の確保・就労支援・移民路上生活者の母国への帰還支援等の新規サービスを拡大。

## (2) 行政主体（国・広域自治体・基礎自治体）別にみたSIB組成状況

前述のSIBの組成実績を行政主体（国・広域自治体・基礎自治体）別にみると、主に広域自治体又は基礎自治体が主体となって組成しているが、英国ではこれに加え、国（司法省、地方自治省等）が関与した事例も目立つ（図表5）。

これは、前述のとおり、英国では政権がSIBを推進していることを反映していると考えられる。具体的には、英国政府は自治体のSIB組成支援や投資家の投資を促進する支援策を実施しているほか<sup>16</sup>、中央政府の関与による自治体のSIB組成取引コスト軽減も試みている。また、社会的企業やNPO等のソーシャル・ベンチャーへの投資を促進するために、英国政府から独立した投資専門銀行（「ビッグ・ソサイエティ・キャピタル(Big Society Capital)」）も設立され、その事業開始資金には、休眠口座を活用した資金が投入されており<sup>17</sup>、SIBを含む社会的投資の事業資金として活用されている<sup>18</sup>。

図表5 行政主体別にみたSIBの導入事例

主要導入分野 (社会課題別)	国	広域自治体	基礎自治体
ニート・若者 就労支援	(英) 労働年金省		(第1期：ウエスト・ミッドランド、ストラットフォード及び周辺地域、パースショア郡、ノッティンガム市、ショアディッチ、ロンドン、マーシーサイド) (第2期：ウエスト・ロンドン・バラ、グレーター・マンチェスター、テムズ・バレー)
			(蘭)ロッテルダム市 (独)アウクスブルク市 (ベルギー)ブリュッセル市
児童・家庭 支援		(英) エセックス州 (米) ユタ州*1 (豪)ニュー・サウス・ウェールズ州(2案件)	(米)シカゴ市(教育) (米)ソルトレーク市 (英)マンチェスター市*2 (加)サスカトーン市
	(英) 内閣府	(英) 広域自治体	(英) 基礎自治体
再犯防止	(英) 司法省	(米)マサチューセッツ州 (米)ニューヨーク州	(米) ニューヨーク市
ホームレス 支援	(英) コミュニティ 地方自治省	グレーター・ロンドン・オーソリティ*3	

- \*1 ユタ州ソルトレーク市内Granite School Districtにおけるパイロット・プロジェクト。  
 \*2 マンチェスター市(成果支払い者)とアクション・フォア・チルドレン(サービス実施事業者)との直接契約。  
 \*3 国と広域自治体<sup>19</sup>の協働事業。  
 出所：UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Case Studies-existing SIBs'  
 < [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/case-studies-existing-sibs](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/case-studies-existing-sibs) >  
 Social Finance Limited 2014を基に筆者作成。

<sup>16</sup> 英国政府には、内閣府にSIB支援の窓口であるSIBセンターが設けられている。  
<sup>17</sup> ビッグ・ソサイエティ・キャピタルの事業資金(6億ポンド)には、大手銀行から提供された資金(2億ポンド)に加えて、休眠口座(dormant accounts)を活用した資金(4億ポンド)が投入されている。  
<sup>18</sup> 米国政府も、アメリカ版のSIB(「ペイ・フォア・サクセス(Pay for Success)ボンド」)の推進に向け、2012年に1億ドルを予算化している。具体的には、教育省・司法省等に新たな基金を設立し、これにより、障害を抱える児童の支援や再犯防止・教育等の社会課題の解決に関わる民間事業への投資家を支援することを企図している(White House, Office of Management and Budget, 'Paying for Success') < <https://www.whitehouse.gov/omb/factsheet/paying-for-success> >  
<sup>19</sup> 2000年に創設されたグレーター・ロンドン・オーソリティ(Greater London Authority: GLA)は、ロンドン全域を管轄する広域の地方自治体で、直接選挙で選ばれるロンドン市長と、ロンドン議会(London Assembly)で構成される。

## 4 SIBのスキーム

### (1) 典型的なSIBスキームの概要

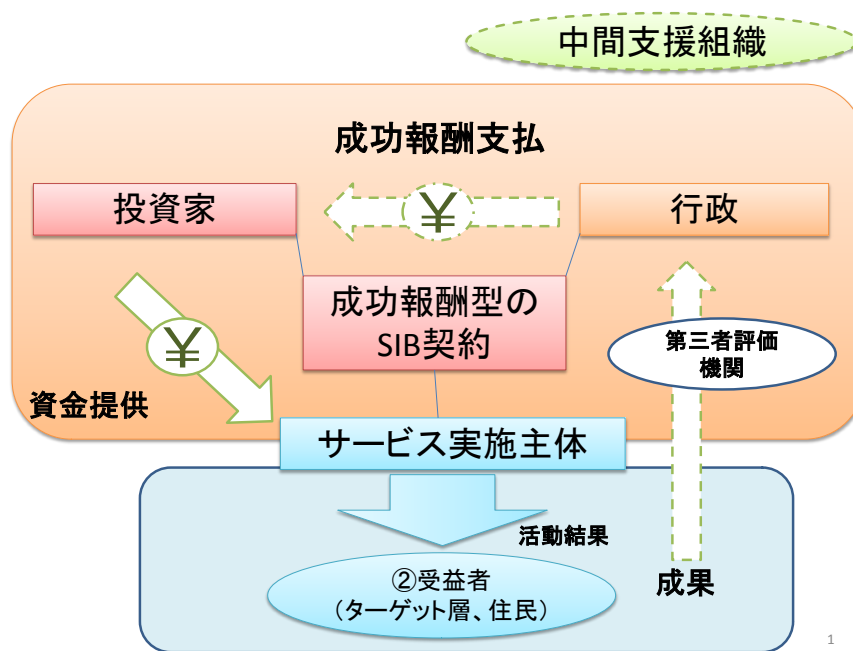
SIBの典型的なスキームを概観すると、下記のとおり（図表6）。なお、スキーム作りについては、行政が中間支援組織に依頼する場合もある<sup>20</sup>。

- (i) 行政・投資家・サービス実施主体の3者が、予め「成功報酬型のSIB契約」を締結
- (ii) 投資家は、サービス実施主体に事業資金を拠出
- (iii) サービス実施主体は、その資金を使って社会課題解決のプログラムを数年にわたり提供（「活動結果（output）」）  
（例. 刑務所の出所者への就労・生活支援プログラムの実施）
- (iv) 上記により社会課題が一定程度改善（「成果（outcome）」）  
（例. 再犯率の引下げ）
- (v) 行政は当初の契約条件に沿って成功報酬<sup>\*2</sup>を投資家に支払

\*1 成果の評価は、(SIB契約条件によるが) 予め指定した第三者評価機関を選定して行うことが多い。

\*2 事前に合意した社会的成果が実現できない場合には（当初の契約条件によるが）元本を含め資金は一切支払われない。

図表6 SIBの典型的なスキーム



出所：筆者作成

<sup>20</sup> 英国におけるSIBの中間支援組織の主なサービス内容は、①コンサルティング業務(実現可能性調査、サービスによる成果指標の設定、行政コスト削減の試算)、②調達支援(サービスによる介入と成果の適切性の調査、サービス実施主体のサービス向上支援)、③契約支援(特定目的組織の設立支援、投資家の募集)、④業務管理(効果的な事業実施に向けた行政への報告手法の確立、事業の費用効率管理)、⑤プログラム実施後の支援(成果の持続的なモニタリング及び評価、効果的な実施プログラムの普及・促進)等である(LK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, Knowledge Box, Intermediaries: 16. < [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/knowledge-box](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/knowledge-box) > )。

## BOX 2 SIBの導入で行政はコスト削減ができるのか

SIB導入の大きなメリットの一つとして「行政コストの削減」が挙げられることがあるが、実例をみる限りは、SIBを組成すれば必ず行政コストが削減されるものとは限らない。以下、SIB組成と「行政コストの削減」との関係について簡単に整理する（図表7）（Cabinet Office 2013a）。

(i) ある社会課題に対処するための行政コストが存在 【行政コストA】

具体例：問題行動のみられる児童を多数児童養護施設に收容し、特別なケアを実施。收容費用は 児童1人あたり年間最低2万ポンド<sup>21</sup>（英国エセック州の児童支援の例）。

(ii) SIBスキームの中で民間サービス実施主体が支援プログラムを実施【事業費用】

具体例：施設收容に收容する可能性の高い児童（380名）とその家族に対してマルチ・システムティック・セラピー(Multi Systematic Therapy: MST)を8年間実施。これにより、110人の施設收容を回避することを目標とする（同）。

(iii) 支援プログラムの奏効により (i) の行政コストが一定程度削減【行政コストB】

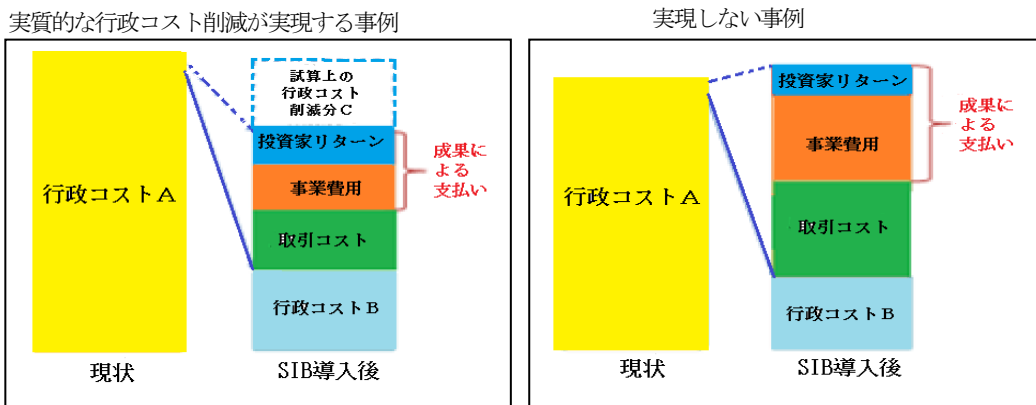
具体例：8年後には、児童支援プログラムの効果により、施設收容費用が縮減。

(iv) 成果を踏まえ、行政が投資家に支払 【事業費用】 【投資家へのリターン】

(v) 行政コストの削減分から、SIBスキームの取引コスト<sup>22</sup>の他、成果による支払分（事業費用と投資家へのリターン）を差引いた残りが、実質的なコスト削減【計算上の行政コスト削減分C】

SIBによって実質的に行政コスト削減効果が得られるかどうかは、①行政コストAとBの差、②取引コスト、③成果による支払分（事業費用と投資家へのリターン）、それぞれの大きさに依存する（図表7の左図・右図）。

図表7 SIBスキームと行政コスト削減（イメージ図）



出所：Barclay and Symons 2013：18より筆者により加筆・修正

<sup>21</sup> 2万(約356万円)～18万ポンド(約3,204万円) (1ポンド=178円にて換算)。

<sup>22</sup> 取引コスト（初期コスト及び運営コスト）には①SIBスキーム組成までの利害関係者の調整・仲介費用、②サービス提供団の事前実施評価・選定費用、③契約にかかるデュー・ディリジェンス・コスト、④第三者評価にかかる評価機関の選定・業務委託費、⑤サービス提供団体の質を保つための業務管理費用等が含まれる。

## (2) 各利害関係者（ステークホルダー）にとってのSIBのメリット

SIBスキームに参加する主体等、各利害関係者にとってのSIBのメリットを整理すると下記のとおりである（図表8）。

- ①行政は、社会課題を解決することによって、行政としてのあるべき機能を果たすことができる。案件によっては実質的な行政コストを削減することもできる（前掲BOX2参照）。
- ②受益者のうち、サービス利用者（直接的な受益者）は、ニーズに応じたサービスの提供を受けられ、住民（間接的な受益者）は、社会課題の解決による社会の安全・安心等を得られる。
- ③サービス実施主体は、運営資金の確保、長期契約による雇用の安定、利用者からの信頼向上等といった幅広いメリットが得られる。
- ④投資家は、成果の達成によって社会的・財務的リターンを獲得する機会を得られる。
- ⑤中間支援組織は、SIBの実施可能性調査、契約交渉等の新たなビジネスの機会を得る。

図表8 SIBスキームのメリット

主要利害関係者		SIBスキームのメリット
①行政		社会課題の解決：行政としてのあるべき役割の達成
②受益者	サービス利用者	ニーズに応じたサービスからの受益
	住民	社会課題の解決：社会の安心・安全
③サービス実施主体		投資家による投資：事業資金の確保 長期的な契約：安定した雇用の実現
④投資家		成果達成による社会的・財務的リターンの獲得
⑤中間支援組織		新たなビジネス機会（実施可能性調査、契約交渉等）

出所：Nicholls A. & Tomkinson, E. 2013:pp.3-4より筆者により加筆修正

このように、SIBスキームの利害関係者は、必ずしも「社会課題解決に向けたミッション」を共有している訳ではなく、同スキームを通じて得られるメリットはそれぞれ異なるのが一般的である。しかし、SIBスキーム組成に向けて関係者が議論や対話を続け、契約を締結することで共有の価値<sup>23</sup>を創造していき、新たなビジネス・モデルを構築することは、プロジェクトの成功にとって重要な要素となる。

<sup>23</sup> 社会課題の解決に共感する様々な関係者が一緒になって推進する体制を作り上げる動きは「共感の連鎖」を呼び、価値を増幅させ「共有価値の創造（Creating Shared Value: CSV）（ポーター 2008）」に繋がりが得る（玉村他2014）。

## 第2章 SIBを導入する際に求められる4つの要素

### 1 4つの要素の概要

SIBスキームを導入するための必要な条件は、個々のSIBによって多少の相違はあるものの、概ね4つの構成要素——A. 社会課題解決に向けた行政のコミットメント、B. サービス実施主体の存在、C. 成果の計測可能性、D. 資金提供者の確保——に整理することが出来る（図表9）<sup>1</sup>。

図表9 SIBスキーム導入の際に必要となる4要素

	要素	概要
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	社会課題が明確で、その解決に向けた行政の強いコミットメントがあること
B	サービス実施主体の存在	支援プログラム等を継続的に実施できるサービス実施主体が存在すること
C	成果の計測可能性	サービス実施による成果が計測可能なものであること
D	資金提供者の確保	成果指標を達成しない場合の投資リスク等を引き受ける投資家がいること

出所： 筆者作成

以下では、SIBの第1号案件となった「英国・ピーターバラ刑務所短期出所者の再犯防止プログラム」の事例を引きつつ、4要素の内容について説明する。

#### A. 社会課題解決に向けた行政のコミットメント

行政は、まずはSIBスキームを活用して取り組むべき社会課題を明確化するとともに、これが重要課題であるということについて住民の理解を得られるようにする必要がある。

また、社会課題の解決を短期間に実現することは困難であることから、SIBの支援プログラム等を数年次にわたって継続することについて行政が責任を持つ必要がある。

#### 具体例（英国・ピーターバラ刑務所短期出所者の再犯防止プログラム）<sup>2</sup>

英国では、短期間刑務所に入所する男性受刑者（年間約4万2,000人）は、地域社会になじめないこと等から出所後1年以内にその6割が再犯（再度入所）してしまうという問題があった。刑務所収容コストが国費を押し上げていたことから、再犯率の引下げは政府にとって喫緊の課題であり（厚治 2013）、司法省ではこの課題の解決をSIBスキームで実現することを目指した。

<sup>1</sup> 「行政コストの削減効果」については、この実現を前提としないSIBスキームが多数みられており、SIBを組成する上での不可欠な要素の一つとみるべきではない（前掲BOX 2参照）。

<sup>2</sup> Nicholls, Alex and Emma Tomkinson, 'The Peterborough Pilot Social Impact Bond' Saïd Business School, University of Oxford.  
< <https://emmatomkinson.files.wordpress.com/2013/06/case-study-the-peterborough-pilot-social-impact-bond-oct-2013.pdf> >

一方、SIBの組成後、SIBスキームの継続にかかる行政のコミットメントが揺らいだことから、投資家の間では「SIBはリスクの高い投資」という印象が一時強まった。すなわち、司法省では、短期受刑者に対して「社会復帰プログラム改革(Transforming Rehabilitation)」<sup>3</sup>を2015年から全国規模で実施することを発表した<sup>4</sup>が、このため、2016年まで支援プログラムを継続することを想定していたSIBの成果指標の計測が不可能になり、投資家への成功報酬支払の判断基準が不明確になる問題が発生した<sup>5 6</sup>。

## B. サービス実施主体

SIBの組成には、継続的にサービスを提供するサービス実施主体が必要となる。

### 具体例

「再犯防止プログラム」は、①受刑者とその家族に対する釈放前後のボランティア派遣、②受刑者のニーズに応じたメンタルヘルス治療等が柱であった（厚治 2013:p. 29）が、これを担うサービス実施主体は、受刑者やその家族に対する同様の支援をしてきた実績が十分あったことから、SIBのスキームの下でも持続可能なサービスの提供がなされることが予測し得た（塚本 2012:p159）。

なお、本スキームでは、多様なサービス実施主体（セント・ジャイルズ・トラスト<sup>7</sup>、オーミンストン・トラスト<sup>8</sup>、YMCA等）をとりまとめる団体として、ワン・サービス<sup>9</sup>を新たに設立した。

<sup>3</sup> 短期受刑者の再犯防止に向けた社会復帰プログラム。民間サービス実施主体やボランティア組織をサービス提供主体とするもので、成功報酬の要素を取り入れたもの。

<sup>4</sup> UK Ministry of Justice, ‘Transforming Rehabilitation: A Strategy for Reform’。

< <https://consult.justice.gov.uk/digital-communications/transforming-rehabilitation/results/transforming-rehabilitation-response.pdf> >

<sup>5</sup> ピーターバラ刑務所の出所者の再犯率は、全国平均の再犯率を比較対象としていた（「C. 成果の計測可能性」参照）ことから、仮に類似のプログラムを全国展開した場合には、前者の支援プログラムの効果が正当に評価できなくなる。

<sup>6</sup> 原契約には「司法省大臣は、3ヵ月前の申し出により契約終結が可能」とする条項が含まれていたことから、司法省の政策転換は厳密には契約違反とはいえないが、投資家の立場からはSIBスキームの安定性・予測可能性を損なうものと受け止められた（Tomkinson, Emma, ‘The Peterborough Social Impact Bond (SIB) Conspiracy’

< <http://emmatomkinson.com/2014/10/27/the-peterborough-social-impact-bond-sib-conspiracy/> >）。その後、司法省が同スキームの投資家への償還が見込まれるように成果計測方法を見直す（3期コホートの平均ではなく、最初の2期の平均だけで評価）ことにより、SIBスキームは継続されることとなった。また、社会課題の解決に関するコミットメントについては、第3コホートのターゲット層としてサービス支援を受けはじめた短期刑出所者については、2015年度から新たに競争入札により選定されるサービス実施主体によるサービス提供に移行するまでは、現行のワン・サービスによるサービス提供が継続できるよう「移行措置(transitional arrangement)」を採っている（Social Finance Limited, ‘Peterborough Social Impact Bond Reduces Reoffending by 8.4%; Investors on Course for Payment in 2016’）。

< <http://www.socialfinance.org.uk/wp-content/uploads/2014/08/Peterborough-First-Cohort-Results.pdf> >

<sup>7</sup> St. Giles Trust

<sup>8</sup> Ormiston Trust

<sup>9</sup> One Service

## C. 成果の計測可能性

SIBを導入するには、サービス実施の効果を評価する「成果指標」が測定可能で客観的なものである必要がある。また、改善された成果の度合を測定する方法も必要となる。適切な測定基準が設定できるか否かは、SIBがその社会的ニーズに応えるスキームとして適しているかの重要な判断基準になる。

なお、設定する「成果指標」が歪んだインセンティブを生み出すことのないように注意する必要がある。例えば、「若者の就労支援サービス」において、「就職実績」だけを成果指標としてしまうと、本人の適性や労働条件・勤務内容などが軽視されたり、あるいは、離職せずに勤務し続けることができるかどうかといった点が考慮されなくなり、本来の目標である若者の職業的自立と社会生活の安定が実現されなくなるおそれがある。

### 具体例

成果の測定は、男性短期受刑者の平均再犯率<sup>10</sup>について、支援プログラムを受けている当刑務所の出所者（ターゲット層）と受けていない出所者の全国平均（コントロール層<比較対象>）とを比較することにより行っている（BOX 3 参照）。やや詳しくみると以下のとおりである。

- ①ターゲット層：1,000人規模の男性短期受刑者（6年間で3期分のコホート<sup>11</sup>を作成）
- ②コントロール層：本支援を受けない受刑者（各コホートと類似した集団<全国平均>）
- ③目標値：各コホートの再犯率が比較対象のそれよりも10%ポイント以上下回ること
- ④成果指標
  - ・3期コホートの平均再犯率と比較対象の再犯率の差（%ポイント）
    - 7.5%ポイントより小さい：支払わない
    - 7.5%ポイント：投資家に元本相当額を2016年に支払
    - 7.5%ポイントより大きい：支払額を積増し
  - （例. 10%ポイント下回った場合、年利7.5%相当額）
  - ・各期のコホートの再犯率と比較対象の再犯率の差（%ポイント）
    - 10%ポイント以上：早期に支払
  - （第1コホートの実績では8.4%ポイント下回った<2014年8月時点の中間評価結果><sup>12</sup>）

<sup>10</sup> 受刑者が「再犯した」と認識される基準は「釈放されてから12ヵ月以内の有罪判決」としている。このように、不起訴分を含む「再犯数」ではなく「有罪判決数」で評価するのは、再犯数より裁判所への出頭回数を測るほうが、財政に影響する刑事司法システムのコストにリンクしているためとされる（厚地 2013 : p. 30）。

<sup>11</sup> コホート(cohort)とは、同一の属性もしくは同一の外的条件に置かれた集団を意味する。介入するコホートと介入しないコホートとを比較することにより、介入効果を検証することが出来る。

<sup>12</sup> Social Finance Limited, 'Peterborough Social Impact Bond Reduces Reoffending by 8.4%; Investors on Course for Payment in 2016'. <<http://www.socialfinance.org.uk/wp-content/uploads/2014/08/Peterborough-First-Cohort-Results.pdf>>



### BOX 3 成果の計測手法

成果の計測については、政策的介入が行われなかった場合の結果を「ベンチマーク基準」とした上で、ターゲット層における実際の成果をこれと照らし合わせてその差異を成果として測定するのが一般的である(Barclay and Symons 2013:p. 13)。

具体的な成果のベンチマーク基準測定方法としては、下記の3つが代表的である。

#### ①ターゲット層とコントロール層とのコホート分析

比較対象群としてコントロール層を設定し、サービス提供の有無の差を同時並行的に観察する手法<sup>13</sup> (例. 英国ピーターバラ刑務所出所者の再犯率)。

#### ②歴史的データとの分析

類似したグループの過去データとの比較により、ターゲット層への成果を評価する方法 (例. 英国エセックス州の児童支援)。

#### ③ターゲット層の介入前後の分析

ターゲット層自身の介入前後の実績を比較することにより成果を測定する方法<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> コントロール層(比較対象群)を作ることのメリットは、コントロール層とターゲット層が受ける社会経済的な変化などの外的要因が同じであるため、2つの層の結果の差異をそのまま「SIBによって資金調達を行ったサービスの効果」と見做すことができることである(Barclay and Symons 2013 : p. 14)。サービスを受ける層(実験群)と同じ特性を持っており、さらに社会経済的な環境も同一に出来れば、この2つの層の唯一の違いは、実験群が享受するサービスを比較対象群が受けていない点となる。

<sup>14</sup> 「移動距離(distance travelled)」とも呼ばれ、同じターゲット層について政策的介入が行われる前後で比較するもの。サービスの受益者に対してサービスを受ける前後でアンケートを行うことにより、提供したサービスによる変化を測定する。もっとも、この手法では、サービスが提供されなかった場合でも対象者の状況が改善された内容とサービスによって改善された内容を切り分けて測定することができないという問題がある(Barclay and Symons 2013: p.13)。

## D. 資金提供者の確保

SIBの組成にあたっては、サービス実施主体に資金を提供する投資家の存在が不可欠である。典型的なSIBは、成果が出ない限り投資家としては事業投資資金が回収できないことからリスクが非常に高いが、そうしたリスクを引き受ける投資家が求められる（対象とする社会課題の解決のために、リターンを期待しないで資金提供を行うチャリティ団体等を含む）。

なお、投資資金の調達プロセスのコーディネータは、行政から業務を委ねられた「中間支援組織」や投資家によって設立された「特定目的組織<sup>15)</sup>」が行う場合が多い。

### 具体例

まず、当スキームにおいては、司法省のほかにはビッグ・ロタリー・ファンド<sup>16)</sup>（英国宝くじ財団<sup>17)</sup>）がSIBの予備調査資金（組成資金）の提供主体となった。

また、本案件金融スキームの組成に関した中間支援組織ソーシャル・ファイナンス・リミテッド(SIP)<sup>18)</sup>とサービス実施主体（セント・ジャイルズ・トラスト等<前掲>）は、「ソーシャル・インパクト・パートナーシップ<sup>19)</sup>」と呼ばれる特定目的組織を設立し、その法人が司法省、投資家との間で支援内容や支払基準を定めたSIB契約を結んだ。SIPは、出所者の再犯率の引下げという目的のために協力する17の投資団体（主にチャリティ<sup>20)</sup>や財団等の非営利団体）から、5百万ポンド（約7億4,700万円程度）の資金を調達し、プログラムを実施する各団体に対し活動費として振り分けた（厚治 2013:p. 29）。

<sup>15)</sup> 投資家の資金管理や行政・サービス実施主体との投資契約を管理するために、投資家によって設立される組織。同組織は、投資家が決めたサービス実施主体との間の契約の当事者となり、万一委託先として選んだサービス実施主体の質が悪かった場合には、施策の実行期間中にこれを変更することもできる。

<sup>16)</sup> The Big Lottery Fund

<sup>17)</sup> ナショナル・ロタリー（National Lottery（英国国営宝くじ））の資金を原資に設立されたファンド。地域コミュニティの再生に焦点を当て、教育や環境保全、健康推進等の活動やチャリティ団体に対して助成金を拠出してきている。また、同ファンドには、2008年休眠預金法（Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008）を根拠法として、休眠預金から資金が拠出されている（水谷 2014 : pp. 5-6）。

<sup>18)</sup> Social Finance Limited

<sup>19)</sup> Social Impact Partnership

<sup>20)</sup> 規制監督機関であるチャリティ委員会(Charity Commission)によって資格認定された団体を指し、様々な社会課題 ①貧困予防または救済、②教育振興、③宗教の普及、④健康増進・生命の保護、⑤市民権の振興またはコミュニティ開発、⑥芸術・文化・文化遺産または科学の振興、⑦アマチュア・スポーツの振興、⑧人権、紛争の解決・和解、宗教的・人種的調和または平等と多様性の推進、⑨環境保護または改善の促進、⑩病人等社会的弱者の救済、⑪動物保護等）を対象として活動している（塚本 2008:p. 42）。

## 2 様々なSIBの態様（4つの要素のバリエーション）

SIBスキームは個別性が強く、各案件によって独自の工夫や取決めをしていることから、上記にまとめた4つの要素についてもバリエーションが相応にみられる。以下では、その代表的なものを紹介する（各事例の概要は巻末資料参照）。

### A. 社会課題解決に向けた行政のコミットメント

#### ① 英国・エセックス州—児童・家庭支援（広域自治体による第一号案件）

養護施設への入所や保護観察下におかれるリスクの高い児童とその家族に対して、マルチ・システムティック・セラピー(MST<sup>21</sup>)を8年間実施（Cabinet Office 2013a）。サービス実施主体に州の有する施設や保護観察のデータシステムへのアクセスを可能にし、協働アプローチをとるなど、行政側のコミットメントも強い。

#### ② 米国・ニューヨーク市—再犯防止（未成年の更生、アメリカでの第一号案件）

未成年受刑者に対して、認知行動療法を利用した更生プログラム「若者行動学習体験（ABLE<sup>22</sup>）」を提供し、再犯防止を図る案件。市長が自分の私的財団から助成金を提供するなど、政治的コミットメントの強い案件<sup>23 24</sup>。

#### ③ ベルギー・ブリュッセル市—ニート・若者支援（移民支援、ベルギーでの第一号案件）

市内の若年移民失業者削減を目的とする案件。通常みられるような「職業訓練の実施」ではなく、地元の雇用環境に精通している定年退職者と若年移民求職者とをネットワーク化する<sup>25</sup>ことによって、個人で求職活動をする場合よりも雇用の機会を拡大することを目指している点が特徴的。

### B. サービス実施主体の存在

#### ① 英国・内閣府—児童・家庭支援（養子縁組成立の支援、養子縁組分野の第一号案件）

特定の地域に留まらず、全国のボランティア養子縁組機関(VAA<sup>26</sup>)を組織化してサービスを実施。全国のボランティア養子縁組機関連合体(CVAA<sup>27</sup>)は、各自治体の養子縁組を希望する保護者と該当行政区域を越えた地域に居住する児童とをVAAを通じて結びつけることにより、養子縁組成立の可能性を拡大。

#### ② 英国・労働年金省—ニート・若者就労支援

一般競争入札によりサービス実施主体を選定しており、各々の団体が提供するサービ

<sup>21</sup> Multi Systematic Therapy(家族関係の再構築に向けた専門セラピストによる支援や職能訓練を児童及び家族に提供)

<sup>22</sup> Adolescent Behavioral Learning Experience

<sup>23</sup> 本件は米国第一号案件であり、ニューヨーク市長の強いリーダーシップによって実現した。

<sup>24</sup> Michael R. Bloomberg, The City of New York, 'Bringing Social Impact Bonds to New York City'。

< [http://www.nyc.gov/html/om/pdf/2012/sib\\_media\\_presentation\\_080212.pdf](http://www.nyc.gov/html/om/pdf/2012/sib_media_presentation_080212.pdf)>

<sup>25</sup> 言葉の壁や教育の機会に恵まれないことに加えて、雇用のネットワークへのアクセスがない移民の若者を、経験のある地元の定年退職者と結びつけることで地元の文化に接し、移民を既存の雇用ネットワークと結びつけ、専門職となる機会を増すと同時に、世代間・文化間を融合させることを企図。

<sup>26</sup> Voluntary Adoption Agency

<sup>27</sup> Consortium of Voluntary Adoption Agencies

ス内容は異なる。多様なサービスを同時に展開することで、ニート・若者就労支援分野における有効な社会的投資モデルを検討することも目指している(Cabinet Office 2013c)。

### C. 成果の計測可能性

#### ① 英国・エセックス州—児童・家庭支援 (前掲)

養護施設への入所児童数を減らすために家庭への支援を実施。過去データとの比較により成果指標を設定。成果指標(第一指標:成功報酬に直結するもの)は、施設入所日数の減少。このほか、成功報酬に直結しない第二指標として、①非行レベルの減少、②成績上昇、③出席日数の増加、④心身の健康状態の改善を評価。

#### ② カナダ・サスカトゥーン市—児童・家庭支援 (母子家庭の支援)

母子家庭において母親が子供を里親に預ける件数を減らすことを目指して母親の識字教育、就業・育児支援等を実施。母子家庭共同生活施設に最低6ヵ月滞在して支援を受けたターゲット層22名のうち、母親と生活する子どもの数が17名未満の場合に投資家は元本を失う。

#### ③ ドイツ・アウグスブルグ市—ニート・若者支援 (教育雇用機会拡大、欧州第一号案件)

ターゲット層の若者100名のうち少なくとも20名が市内で9ヵ月以上就業(実習生含む)し社会保険に加入した場合に成功報酬を支払う。

#### ④ 英国・マンチェスター市—児童・家庭支援 (若者及び保護者支援)

青少年が施設収容ではなく家庭で生活ができるようになることと、青少年に効果的な養育環境を提供することを目指し、保護者等への支援を実施する案件。サービス実施主体が、若者支援を提供するケア・プログラム(MTFC-A<sup>28</sup>)を実施した結果、青少年が①施設から出た生活を維持したり、②学校への出席、行動変容、積極的な活動等の成果指標の向上が見られたりした場合に、市は成功報酬を支払う。

### D. 資金提供者の確保

#### ① 英国・コミュニティ地方自治省等<sup>29</sup>—ホームレス支援 (同分野での第一号案件)

サービス実施主体(セント・マンゴー・ブロードウェイ<sup>30</sup>)が4分の1を出資。

#### ② 英国・労働年金省—ニート・若者就労支援 (前掲)

労働年金省が「イノベーション・ファンド」という新ファンドを設立(Department of Work and Pension 2012)。

<sup>28</sup> マルチ・ディメンショナル・トリートメント・フォスター・ケア(Multi-Dimensional Treatment Foster Care-Adolescents)

<sup>29</sup> コミュニティ・地方自治省(the Department of Communities and Local Governments: DCLG)とグレーター・ロンドンとの協働プログラム。同プログラムは、ロンドン全域の路上生活者の連絡先、宿泊先の記録、サービスのニーズ等に関わるデータベースCHAINが存在し、これに基づいて路上生活者の支援を検討している。

<sup>30</sup> St. Mungo's Broadway

③ **英国・内閣府—児童・家庭支援**（初の全国規模の案件）

全国ネットワークによるスキームのため、規模の経済とリスク分散を実現。また、「社会成果基金」の最初の100名の出資者が一人10,000ポンドを負担することにより、投資家とサービス実施主体のリスクを軽減。

④ **米国・ユタ州—児童・家庭支援**（教育環境に恵まれない児童の支援）

児童（最大3,700人）に質の高い早期教育を提供するプログラムを拡充するため、慈善家（プリッカー・グループのJ. B. プリッカー(Pritzker)氏）が240万ドルの劣後ローン<sup>31</sup>を提供するほか、ゴールドマン・サックス社(GS)が融資を実行。

⑤ **オーストラリア・ニューサウスウェールズ州—児童・家庭支援**

州政府が事業資金の一部を拠出することにより、投資家のリスクを軽減。

---

<sup>31</sup> 一般の借入れや他の債権よりも元利金の返済順位が低い、貸出債権。返済順位が通常の債権よりも低いため、リスクが高い反面、金利は通常の債権より高めに設定してある。ただし、本案件の劣後ローンは、慈善的側面が強いことからゴールドマン・サックス社による融資条件よりも低い金利設定となっている。

### 第3章 SIBスキームの日本における導入

#### 1 SIBスキーム組成に向けた検討状況等

##### (1) 政府の検討状況等

日本国内におけるSIB組成の検討状況をみると、政府においては、英国でみられたようなSIBの推進に向けた制度整備の具体的な動きは今のところない。なお、「休眠預金」については、これを預金保険機構に移して一括管理し、社会課題解決を図る非営利団体等の事業資金に活用することを骨子とする法案（議員立法）が検討されている<sup>1</sup>が、休眠預金を直接SIBに活用しようとする動きは見られていない。

一方、「社会的投資の促進」については、内閣府経済財政諮問会議・選択する未来委員会の「地球の未来ワーキング・グループ」の報告書『個性を活かした地域戦略と地域再生のための集約・活性化』<sup>2</sup>の中で、今後の対応に向けた基本認識が記載されている。すなわち、同報告書では、「持続可能な地域づくりに当たっては、公的な財源による対応だけでは限界があり、広く民間からの社会投資や市民からの寄附を促していく必要がある」との基本的な考え方の下、ソーシャル・インパクト・ボンドについては「我が国での制度や資金ニーズに合った形で地域において導入に向けた検討を深めていくことが期待される」としている<sup>3</sup>。

##### (2) 民間団体の動き

民間においては、財団が自治体や政府にSIB組成を働きかける動きはみられており、今後ともこうした動きは徐々に広がっていくものと考えられる。具体的には、公益財団法人日本財団が、中間支援組織の役割を越えて、政府・NPO・投資家を結びつけるハブとして機能することを目指し、特定非営利活動法人SROIネットワークジャパンと慶應義塾大学とSIBの研究会を開催(2011年)しているほか、地方自治体へ導入を働きかけながら、行政事業に対する社会的影響評価を実施してきている(2012～2013年)。また、同財団では、自主事業として「日本版SIBの実証実験」の実施を決定(2014年5月)し、SROIネットワークジャパンがこの業務を受託している。2014年度には、里親推進、若者就労支援、認知症予防等の分野におけるSIB導入も検討してきている<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 「休眠預金活用推進議員連盟」法案の骨格によると、休眠預金は預金保険機構に移して一括で管理し、金融界などでつくることを想定する活用団体が、預保機構から交付を受け、財団法人や社団法人など公益性の高い組織を通じて、NPO法人などにお金を回す。資金使途は、新産業の育成や、母子家庭や貧困層への支援などの福祉事業、大規模災害からの復旧支援など幅広い分野を想定(朝日新聞 2014年12月26日、日本経済新聞 2015年3月10日)。

<sup>2</sup> 内閣府『地球の未来ワーキング・グループ報告書～個性を活かした地域戦略と地域再生のための集約・活性化～』  
< <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/wg3/houkoku/main.pdf> >

<sup>3</sup> 同報告書では、「社会的投資の促進」に向けては、このほか①地域金融機関の一層の活用(公益財団法人や中間支援組織との連携)、②投資に対する社会的な収益を定量的に評価する「社会的インパクト評価」(BOX4参照)の導入・活用、③休眠預金の活用、④クラウド・ファンディングの利用促進、⑤寄附文化の醸成等を提言している。

<sup>4</sup> 日本財団・工藤七子社会的投資推進室長へのヒアリング(2014年12月10日)。

## BOX 4 社会的投資収益(Social Return on Investment: SROI)分析の活用

英国では、公共的サービス提供への契約の活用に伴い事業の費用対効果を把握する必要性が高まっており、「社会的価値」を指標化・貨幣化する評価手法として、「社会的投資収益(Social Return on Investment: SROI)分析」の普及・実用化の動きが進んでいる(塚本 2012: p. 171)<sup>5</sup>。現状では、社会的企業がSROI分析による組織経営評価を外部委託することで、自らの組織事業の有効性を示し、社会的投資家からの融資を引き出す手段として用いられる場合がみられる<sup>6</sup>。

日本では、ソーシャル・ビジネスの主体が自らの組織評価を貨幣換算化することは一般的ではないが、こうしたSROI分析を通じて「成果」を計測することが浸透していけば<sup>7</sup>、社会セクターの評価手法が確立していくとともに、それを評価する主体の育成へとつながっていく可能性がある。

## 2 技術的・社会的な検討課題と留意点

第1章・第2章でみたように、SIBは欧米諸国で活用が広がってきてはいるが、個別性も強いことから、ある事案のスキームをそのまま日本に導入して組成しようとすることは適当ではない。

こうしたことから、以下では、日本でSIBスキームを導入する上での技術的・社会的な検討課題や留意点について、第2章でみた「SIB 導入の際に求められる4要素」に沿って簡単に整理することとする。

### A. 社会課題解決に向けた行政のコミットメント

#### A-①: 社会課題の設定の必要性

国や地域を問わず、「行政がSIBによって解決しようとする社会課題が、住民にとっても取り組むべき優先課題として認知・共感されているのかどうか」は、SIB導入にあたっての最初の判断基準となる。行政としては「SIBの導入ありき」ではなく、まずはそれを通じて優先的に解決すべき社会課題について慎重に検討することが重要である。例えば、超高齢社会を迎えている日本においては「高齢者の心身の健康維持支援」等が切迫した社会課題として住民に認知される可能性もあろう。

<sup>5</sup> 但し、SROI分析は、政策の「活動結果(アウトプット)」・「成果(アウトカム)」・「社会的影響(インパクト)」を含む包括的な社会的価値を貨幣換算化し、費用対効果を分析するツールであり、「成果」のみを支払い基準とするSIBの成功報酬支払いのベンチマーク基準として導入されている事例は、現時点ではみられていない(株式会社公共経営・社会戦略研究所塚本一郎代表取締役社長(明治大学教授)へのヒアリング(2015年1月5日))。

<sup>6</sup> 株式会社公共経営・社会戦略研究所塚本一郎代表取締役社長(明治大学教授)へのヒアリング(2015年1月5日)。

<sup>7</sup> わが国においても、若者就労支援プロジェクトを対象に分析が試みられている(塚本 2012)。

## **A-②：社会課題の選定する上での偏りの可能性**

SIBは「投資スキーム」の一形態であることから、（投資家の視点からの）成果が見込まれやすい社会課題を選好する傾向を必然的に有している点には留意すべきである。

例えば、再犯防止やホームレス対策のSIB組成が米国で進んだのは、その成果が比較的に見えやすい事案であったからである。一方、教育分野は、その成果が可視化できるようになるまでには10年以上の年月を要するため、投資家がそれまで待つことができずSIB組成に馴染みにくいものとなっている（塚本・吉岡 2015）。

わが国での今後のSIB導入にあたっては、行政が前提とすべき「公共性」「公益性」「公正性」という視点から、SIBという新たなスキームの活用の是非や対象事案を検討すべきである。

## **A-③：行政自身の強いコミットメント**

一方、SIBを組成していく以上は、行政自身が全体スキームの連絡調整をしていくことに強くコミットしていく必要がある。また、SIBにふさわしい予防的なプログラムの効果が現れるまでには数年を要することから、それだけ長期間にわたって関係者が関与し続けるだけのメリットのあるスキームを構築する必要がある。

## **B. サービス実施主体の存在**

### **B-①：社会課題解決を実現しうるサービス実施主体の存在**

社会課題の解決にあたっては、それに有効な支援プログラム等を適切に遂行する経験や力量のあるサービス実施主体が実際に存在しているのかどうか大きなポイントとなる。英国・米国では、社会課題解決を担う主体として、ある程度経営基盤を既に確立しており専門性を備えた社会セクター（チャリティやNPO）が存在していることが、SIBの組成を容易にしている。一方、わが国では「社会的企業」（社会課題・地域課題の解決を経営目標とする企業やNPO等）<sup>8</sup>の数は着実に増えつつあるものの、その層は決して厚いものではなく、行政としても十分実態を把握していないのが実情である。

我が国では、まずは、サービス実施主体となりうる「社会的企業」の現状把握が肝要であり、サービス実施主体の選定にあたっては、各事業主体が解決の対象としている社会課題の分野ごとに、事業規模とそのサービスの中身に関する実態の把握が求められよう。

---

<sup>8</sup> 経済産業省では「ソーシャル・ビジネス55選」としてこれらの事業体を分野ごとに分類している（経済産業省ホームページ『ソーシャルビジネス55選』。<[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/sbcb/sb55sen.html](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sb55sen.html)>）



## C. 成果の計測可能性

### C—①：成果測定や成功報酬契約における適切な条件の設定

対象となる社会課題や提供サービスは非常に個別性が強いものとなる。こうしたことから、成果の測定方法や成功報酬等の諸条件を定めるにあたっては（他国の先行事例を参考としながらも）できる限り客観性を担保する必要があり、慎重な検討が必要となる。

上記と表裏一体の課題となるが、成果を適性に評価する透明性を確保するために、行政とは独立した外部の第三者評価機関の確保とその育成も求められる。

## D. 資金提供先の確保

### D—①：SIB組成の初期費用の手当

行政がSIBを組成するにあたっては、初期費用の資金を手当てしておく必要がある。日本国内では英国でみられるような基金等によるSIB組成支援の枠組が整備されていない現状にあつては、これを予算措置で確保すること等、工夫する必要がある。

### D—②：SIBと投資家の性格の設定

SIBの投資家をみると、英国では、社会課題の解決を主目的としているSIBのスキームの性格を反映して、慈善・社会貢献活動の一環として社会課題の解決に共感する「社会的投資家」が主体であるのに対して、米国のSIBは「金融商品」的色彩が強いことから、投資家の性格も商業色がやや濃く、官民連携による公共サービス改革という視点は相対的に弱くなっている（塚本・吉岡 2015）。

我が国のSIBの導入にあたっては、SIBの持つこうした二つの性格——「社会課題の解決を目指す」「投資スキームの一形態」——のいずれに重心を置くのが<sup>9</sup>、どういう投資家を想定して資金を調達するのかを検討した上で、それに見合った条件のSIBを組成していく必要がある。

---

<sup>9</sup> これは、SIBの金融スキームをどのような条件のものとするのかの選択と表裏一体である。

## (おわりに)

SIB導入にかかる国内の推進環境をみると、法制度面等でこれを阻害する事項は特段ない<sup>10</sup>とみられるものの、上述の通り、「A 社会課題の認識や行政側のコミットメント」や「B サービス実施主体」といった要素をみると、これを強力に推進する社会的環境が十分に整っているとまではいえない。こうしたことから「日本でSIBを組成する積極的な理由は見出しづらい」と評価することは簡単であるが、社会課題の解決をしていくための手段を広げる観点からは、SIB導入に対してはいたずらに消極的になるのは決して適切な態度ではない。

今後は、利害関係者の熱意やリーダーシップによって、諸課題を克服していきながら日本国内第一号案件の組成が試みられる展開となることが見込まれる。その際、行政としては、SIB導入によって社会課題を解決していく選択肢を広げるといふ本来の目的よりも、投資スキームの組成が最優先することにならないように、バランス感覚を持ちながら検討していくことが望ましい。

SIBという「社会的投資スキーム」が地域社会の課題を効果的に解決していくためには、そのスキーム組成の段階から受益者である住民が積極的に参加し、住民自らが社会課題の選定の適切性とその解決に費やされる公的資金の流れの適正性を判断することが求められる。結局、SIBの普及の根底を成すものは、行政側のコミットメントとともに、社会課題の解決に向けての住民や社会的企業の積極的な参加や貢献であるといえる。

## <謝 辞>

本研究では、神奈川県政策研究・大学連携センター政策研究アドバイザーの金安岩男名誉教授(慶応義塾大学)、小池 治教授(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院)より、行政における新たな公共サービスモデル創出について、貴重な助言を賜った。

また、株式会社公共経営・社会戦略研究所塚本一郎代表取締役社長(明治大学経営学部教授・公共経営学科長)、慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科伊藤健特任助教をはじめ、国内の有識者・実務家から諸外国のSIBの導入事例及び日本におけるスキーム組成の取組みに関して多々ご教示頂いた。

ここに記して、深く感謝申し上げたい。

---

<sup>10</sup> 日本でSIB契約を締結する場合には、債務負担行為によって将来の支出可能性の裏づけをしつつ、複数年度にわたる行政と投資家及びサービス実施主体との私的契約を締結する形態をとると考えられる(株式会社公共経営・社会戦略研究所塚本一郎代表取締役社長(明治大学教授)へのヒアリング(2015年1月5日))。



# 巻末資料：各国のSIB実施概要

## 目次

### 1. ニート・若者就労支援

- 1-1. 英国・労働年金省等
- 1-2. ドイツ・アウグスブルグ市
- 1-3. ベルギー・ブリュッセル市

### 2. 児童・家庭支援

- 2-1. 英国・内閣府（社会成果基金等）
- 2-2. 英国・エセックス州
- 2-3. 米国・ユタ州
- 2-4. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州
- 2-5. 米国・シカゴ市
- 2-6. 英国・マンチェスター市
- 2-7. カナダ・サスカトーン市

### 3. 再犯防止

- 3-1. 米国・マサチューセッツ州
- 3-2. 米国・ニューヨーク州
- 3-3. 米国・ニューヨーク市

### 4. ホームレス支援

- 4-1. 英国・コミュニティ地方自治省等

# 1. ニート・若者就労支援

## 1-1. 英国・労働年金省等<sup>1</sup>

### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者（14～24歳）支援のためのパイロット・プロジェクト。</li> <li>・ニートを減少させる社会的投資プロジェクトの推進に向けて、新たなファンド<sup>2</sup>を設立。この資金をサービス実施団体の就労・資格取得・行動変容プログラム等の実施コストに充当することにより、一般投資家の投資リスクを軽減。</li> <li>・一般競争入札によりサービス実施主体を選定しており、各々の団体の提供するサービス内容は異なる。多様なサービスを同時に展開することで、ニート・若者就労支援分野における有効な社会的投資モデルを検討することも目指している。</li> </ul>
--

4要素		概要		
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット・プロジェクトとして、新たな社会的投資を試すことを目的としたファンド（「イノベーション・ファンド」）を設立<sup>3</sup>。</li> <li>・「社会価値」の評価を含む包括的な評価結果に基づき今後の政策の方向性を決定。</li> </ul>		
B	サービス実施主体【第一期】 (2011年5月)	団体名	プログラム名称(内容)	実施地域
		APM UK リミテッド	若者支援プログラム	バーミンガム
		ストラットフォード・ディベロップメント・パートナーシップ	リンクス4ライフプログラム (若者へのメンタリング支援)	ウエスト・ロンドン
		インディゴ・プロジェクト・ソリューションズ	生活バランスプログラム (若者への集中的・社会的開発機会の提供)	スコットランド
		ノッティンガム市自治体	【非公開】	ノッティンガム
		ブライバート・エクイティ基金	シンク・フォアワード・プログラム（課題を抱える生徒へのコーチを派遣）	ショアディッチ
		トリオドス銀行	ニュー・ホライズン・プログラム (失業中の若者への介入)	グレーター・マーシーサイド
	同【第二期】 (2012年春)	プレビスタ	プログラム・サポーター（14-15歳の前科少年、薬物乱用者、ギャングメンバーを対象）	ウエスト・ロンドン
		3SC	14-16歳の認知行動問題及び学力向上支援 (プロジェクト・ワーカーや専門教員による支援)	カーディフ・ニューポート
		T&T イノベーション ltd.	10代及び幼児プログラム (幼児のロール・モデルとして14-15歳の少年が行動)	グレーター・マーシーサイド
エナジャイズ・イノベーション		アドヴィザ・プログラム（訓練・支援・メンタリング・ガイダンス及び14-15歳の問題行動少年のグループ活動）	テムズ・ヴァレー	
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な成果指標と成功報酬：</li> <li>【第一期】10・11学年：学校での行動改善（£800）、無断欠席の頻度減少（£1,300）等</li> <li>12・13学年：就労訓練と就職（£2,600）、26週間の継続雇用（£1,000）等</li> <li>18歳以上：就労訓練と就職（£2,600）等</li> <li>【第二期】14・15歳：学校での態度改善（£700）、学校での出席改善（£1,400）</li> <li>学校での行動改善（£1,300）等</li> <li>16歳以上：学校や教育に対する態度改善（£700）、就労訓練と就職（£5,500 &lt;3週間後に£3,500、26週間後に£2,000 &gt;）等</li> <li>・投資家への支払上限：取引コスト160万ポンドを差引いた2,840万ポンド。</li> </ul>		
D	資金提供先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働年金省：予算3,000万ポンドによりイノベーション・ファンドを設立。</li> <li>・投資家：バロー・キャドベリー信託、ビッグ・ソサエティ・キャピタル、CAFベンチャーサム、エスメー・フェアバイリン基金インペタス（民間エクイティ基金）等。</li> </ul>		
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SIBの直接的効果としては、行政コストの削減を期待していない。</li> </ul>		

<sup>1</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Department for Work and Pensions Innovation Fund'.

<[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/department-work-and-pensions-innovation-fund](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/department-work-and-pensions-innovation-fund)>

<sup>2</sup> UK Department for Work and Pension, 'Innovation Fund -Equality impact Assessment'.

<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/220306/eia-innovation-fund.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/220306/eia-innovation-fund.pdf)>

<sup>3</sup> UK Department for Work and Pension, 'Innovation Fund Pilots Qualitative Evaluation, Early Implementation Findings'.

<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/329168/if-pilots-qual-eval-report-880.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/329168/if-pilots-qual-eval-report-880.pdf)>

## 1-2. ドイツ・アウグスブルグ市<sup>4</sup>（欧州第一号案件、2013年9月）

### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の教育と雇用の機会拡大プログラム（イレブン・アウグスブルグ・プロジェクト&lt;The Eleven Augsburg Project&gt;）。</li> <li>・ターゲット層 100 名のうち少なくとも 20 名が、市内で9ヵ月以上就業（実習生含む）し社会保険に加入した場合に成功報酬を支払うもの。</li> </ul>
---

4要素		概要
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労していない若者の社会への影響はコストが見えにくく、社会課題として取り上げられて来なかったが、公共セクターの多大なコスト負担となることが明らかとなってくる中で、SIBのスキームを通じた就労支援のパイロット・プロジェクトを開始。</li> <li>・州政府（労働社会家族統合省）によるプロジェクト。</li> <li>・非営利団体（ベンキーマー・ファンデーション・フューチャー）が中間支援組織。</li> </ul>
B	サービス実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス実施主体：アペイロス(Apeiros)、教育マネジメント・アウグスブルグ(Education Management Augsburg)、子ども若者サービス・ホッチゾル(Child and Youth Services Hochzoll)、ロブリング(Joblinge)の4団体。</li> <li>・特定目的組織及び中間支援組織：ユバット(Juvat)。</li> </ul>
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標：プロジェクトの実施中、ターゲット層<sup>(注)</sup> 100名のうち少なくとも20名が、市内で9ヵ月以上就業（実習生含む）し社会保険に加入した場合。</li> <li>（注）地域に住む25歳未満の若者のうち、義務教育や実習生を修了せず就労していないもの。</li> <li>・投資家の最大リターンは3%。</li> </ul>
D	資金提供先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非営利投資家（4団体）：BHF銀行財団(BHF-BANK Foundation)、Bon Venture（ソーシャル・ベンチャー・キャピタル・ファンド）、BMW財団(BMW Foundation Herbert Quandt)、Eberhard von Kuenheim Foundation。</li> <li>・投資総額は非公開。</li> </ul>
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の就業によりこれらの若者が将来的に就労していない場合に公的負担により賄う社会福祉コスト等の削減が見込まれる。</li> </ul>

<sup>4</sup> Juvat, 'The first German Social Impact Bond (SIB): The Augsburg pilot project'.  
 <[http://www.juvat.org/pdf/juvat\\_augsburg.en1.pdf](http://www.juvat.org/pdf/juvat_augsburg.en1.pdf)>

### 1-3. ベルギー・ブリュッセル市<sup>5</sup>（移民支援、ベルギーでの第一号案件）

#### 【概要】

- ・市内の若年移民失業者の削減を目的とする案件。
- ・通常みられるような「職業訓練の実施」ではなく、地元の雇用環境に精通している定年退職者と若年移民求職者とをネットワーク化することによって、個人で求職活動をする場合よりも雇用の機会を拡大することを目指している点が特徴的。
- ・3年間で、6,200名の移民のうち3%（180名）を対象にプログラムを提供する予定。

4要素		概要
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移民が生産的な雇用の機会を得るには障害が多く、教育や言語の障壁に加えて、専門家と結びつける雇用のネットワークへのアクセスがない。</li> <li>・行政は、移民の就労問題は職業訓練のみでは解決できないことを認識し、本案件を実施。</li> </ul>
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非営利団体（デュオ・フォア・ア・ジョブ）が地元の定年退職者を移民失業者の就労支援に結びつける役割を担当。</li> <li>・中間支援組織：コイス・インベスト(Kois Invest)。</li> </ul>
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標：参加者の就職率(35%を目標)。</li> <li>・成功報酬：6%を上限とする利回り。 就職率がコントロール層のそれよりも低い場合は元本を失う。</li> </ul>
D	資金供給先 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間投資家が投資（234,000ユーロ）。</li> <li>2年間の契約により、投資家は四半期毎に支払を受ける（償還は2017年10月）。</li> </ul>
参考	行政コスト 削減の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政コストは、1名の就労につき35,000ユーロ削減される。</li> <li>・参加者の3分の1が就労することで、行政は200万ユーロの削減（初期介入コストの8倍）を見込む。</li> </ul>

<sup>5</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Brussels: Migrant Unemployment'.  
<[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/brussels-migrant-uemployment](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/brussels-migrant-uemployment)>

## 2. 児童・家庭支援

### 2-1. 英国・内閣府（社会成果基金等）<sup>6</sup>（養子縁組分野の第一号、全国規模案件の第一号、2013年7月）

#### 【概要】

- ・ ボランティア養子縁組機関連合体(CVAA)とベイカーティリー(Baker Tilly)による児童の養子縁組支援。①養子縁組先を見つけた上で、②保護者に適切な支援をし、③家族関係崩壊のリスクを軽減するため、最初の2年間に保護者の役割の最適化に向けた支援を24時間実施。
- ・ 10年契約。7年半経過以降は養子縁組を開始せず、10年債の償還期限に備える。
- ・ 全国ネットワークによるスキームのため、規模の経済とリスク分散を実現。
- ・ 「社会成果基金」の最初の100名の出資者が一人£10,000を負担することにより、投資家とサービス実施主体のリスクを軽減。

4要素		概要															
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミッ トメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年3,000人近い児童の養子縁組先の確保は大きな社会問題。自治体では、養子縁組先を求める児童について年間約£10万/人の支出を負担。</li> <li>・ 養子縁組家族を見つけることができずに適切な支援を受けなかった児童は、将来的にニートになり、心身の健康を損なう恐れが高い。</li> </ul>															
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア養子縁組機関（VAA）。</li> </ul>															
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初のフェーズで100名の養子縁組を目指し、10年間で650名を見込む。</li> <li>・ 成果の支払基準は以下の通り。自治体は4段階の成果達成状況に応じて支払（上限額は約£54,000/人）。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>概要</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録</td> <td>自治体とVAAによる契約</td> <td>£ 8,000</td> </tr> <tr> <td>養子縁組の成立</td> <td>養子縁組の成立</td> <td>£ 23,000</td> </tr> <tr> <td>養子縁組1年後</td> <td>養子縁組継続の確認</td> <td>£ 6,800</td> </tr> <tr> <td>養子縁組2年後</td> <td>同上</td> <td>£ 15,800</td> </tr> </tbody> </table>	成果	概要	支払額	登録	自治体とVAAによる契約	£ 8,000	養子縁組の成立	養子縁組の成立	£ 23,000	養子縁組1年後	養子縁組継続の確認	£ 6,800	養子縁組2年後	同上	£ 15,800
成果	概要	支払額															
登録	自治体とVAAによる契約	£ 8,000															
養子縁組の成立	養子縁組の成立	£ 23,000															
養子縁組1年後	養子縁組継続の確認	£ 6,800															
養子縁組2年後	同上	£ 15,800															
D	資金提供先 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①内閣府社会成果基金、②ビッグ・ソサエティ・キャピタル<sup>7</sup>、③ブリッジズ・ベンチャーズが、100万ポンドずつIAAM(It's All About Me)基金に拠出。</li> <li>・ IAAM基金からの資金を支払いにあてることにより、一般投資家には年4%の金利を保証<sup>8</sup>。これを上回るプロジェクトの利益は、サービス実施主体（ボランティア団体）と二分し、サービス向上に向けた資金に充当。</li> </ul>															
参 考	行政コスト 削減の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政による成果支払上限額（一人当たり£54,000/2年間）は、同じ期間に児童一人のケアにかかる行政コストの半分に相当。</li> <li>・ 当スキームの成功によって行政コスト削減（10年間で£15億）を見込む。</li> </ul>															

<sup>6</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'It's All About Me (IAAM) Adoption Bond'.  
[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/node/183](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/node/183)

<sup>7</sup> Big Society Capital, 'Adoption Social Impact Bond'.  
<http://www.bigsocietycapital.com/how-we-invest/adoption-social-impact-bond>

<sup>8</sup> Baker Tilly, 'Baker Tilly and Consortium of Voluntary Adoption Agencies Launch New Scheme to Help Harder to Place Children Find Adoptive Families'.  
<http://www.bakertilly.co.uk/media/news/Baker-Tilly-and-Consortium-of-Voluntary-Adoption-Agencies-launch-new-scheme.aspx>



## 2-2. 英国・エセックス州<sup>9)</sup>（広域自治体による第一号案件、2012年11月）

### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護施設入所や保護観察下におかれるリスクの高い児童とその家族に対し、マルチ・システムティック・セラピー(MST)を8年間実施することで、380名中110名の施設入所・保護観察を回避することを目指すもの。</li> <li>・サービス実施主体に、州の有する施設や保護観察のデータシステムへのアクセスを許可するなど、行政側のコミットメントも強い。</li> <li>・過去データとの比較により成果指標を設定。成果指標（第一指標：成功報酬に直結するもの）は、施設入所日数の減少。このほか、成功報酬に直結しない第二指標として、①非行レベルの減少、②成績上昇、③出席日数の増加、④心身の健康状態の改善を評価。</li> <li>・早期の償還を設定し、投資家のリスクを軽減。</li> </ul>
--

4要素		概要
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010～11年には公共サービスコストが維持困難な水準に到達。</li> <li>・特に施設入所児童（約1,600人）は全国平均や同規模のカウンティ比高い水準。</li> <li>・サービス実施主体に、州の有する施設や保護観察のデータシステムへのアクセスを許可するなど協働アプローチを採用。</li> </ul>
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャリティ団体（Action for Children）<sup>11)</sup>が実施（一般競争入札で選定）。</li> <li>・CSS Ltd. から委託を受け、MSTと呼ばれる家族関係の再構築に向けた専門セラピストによる支援や職能訓練を、児童及びその家族に提供（神山 2014）。</li> </ul>
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去データとの比較により成果を計測。</li> <li>・コントロール群：過去30ヵ月の650人の時系列データ（第三者機関により計測）。</li> <li>・ベンチマーク基準：①施設入所数、②入所日数の総計、そして③平均入所期間。</li> <li>・成果指標（支払に直結する第1指標）：入所日数の減少。</li> <li>・同（支払に関連づけられない第2指標）：①非行レベルの減少、②成績上昇、③出席日数の増加、④心身の健康状態の改善（Bullen 2014）。</li> </ul>
D	資金提供先の 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育省・保健省・労働年金省：SIB組成コストと評価資金を負担。</li> <li>・ビッグ・ソサエティ・キャピタル及びブリッジズ・ベンチャーズ：£3,100をCSS Ltdに提供。</li> <li>・CSS Ltd：①サービス実施主体に運営コストを提供、②成果達成時に州からの公金を投資家に支払い。</li> </ul>
参考	行政コスト 削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動児童の施設収容年間費用は、£2万（約356万円/人）～£18万（3,204万円/人）。これに対し、州ではSIBの実施期間中の削減額を総額£1,030万と試算。</li> <li>・プロジェクトの節減コストは、総額で£1,730万とされ、州は成果支払上限を£700万と設定（Cabinet Office 2013a）。</li> </ul>

<sup>9)</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Essex County Council: Children at risk of going into care'.

< [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/essex-county-council-children-risk-going-care](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/essex-county-council-children-risk-going-care) >

<sup>10)</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Essex Edge of Care Social Impact Bond'.

< [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/essex-edge-care-social-impact-bond](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/essex-edge-care-social-impact-bond) >

<sup>11)</sup> (株)公共経営・社会戦略研究所 塚本一郎代表取締役社長(明治大学教授)へのヒアリング(2015年1月5日)。

### 2-3. 米国・ユタ州<sup>12</sup>（教育環境に恵まれない児童の支援、2013年8月）

#### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境に恵まれない児童に質の高い早期教育を提供するプログラムを拡充。</li> <li>・小学校就学後の特別教育の必要性を減少させると共に、教育の機会の向上と将来的な自立を促す。</li> <li>・慈善家が劣後ローンを提供するほか、ゴールドマン・サックス社(GS)が融資を実行。</li> </ul>
--

4要素		概要
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	・ユタ州は、主要教科の習熟度90%、高校卒業率90%、中等教育以上を受けた人口比率を66%にするという目標の実現に向け、教育環境に恵まれない児童のために早期教育プログラムを実施。
B	サービス実施主体	・プロジェクトの実施と運営管理：ユタ州のNPO団体、ユナイテッド・ウェイ・オブ・ソルトレイク (United Way of Salt Lake: UWS)。
C	成果の計測可能性	・早期教育プログラムに参加する児童に評価テストを受けさせる。 ・点数が平均以下の場合には、特別学習や補習が必要となる可能性が高いことから、そうした児童の成績を6年生まで追跡調査し、特別学習や補習を行わなかった年には成果があったとみなす。
D	資金提供先の確保	・ゴールドマン・サックス社が、UWSに\$460万を融資。 ・慈善家（プリッカー・グループのJ.B. プリッカー(Pritzker)氏）が\$240万の劣後ローン <sup>13</sup> を提供。
参考	行政コスト削減の可能性	・1年生から12年生までの児童一人当たり、年間\$2,600を特別学習や補習の費用に計上。このため、特別学習・補習を受ける児童の数が減少すればその分コスト削減が見込まれる。プログラムに参加する児童のうち100人が特別学習・補習を受けずに最初の1年を過ごせば、年間\$26万のコスト削減になる。 ・元利金の支払は、追跡調査を行う6年間で生じたコスト削減額の範囲内で行われる。対象児童が7年生を過ぎてもプログラムの効果が持続していれば、特別学習・補習の費用は発生しない可能性が高く、それ以降に生じたコスト削減額は学区や州が全額享受する。

<sup>12</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Pre-School Education in Utah'.

< [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/pre-school-education-utah](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/pre-school-education-utah) >

<sup>13</sup> 一般の借入や他の債権よりも元利金の返済順位が低い貸出債権。リスクが高いことから、金利は通常の債権よりも高めに設定されることが一般的。ただし、慈善的色彩の強い本件の劣後ローンの金利は、ゴールドマン・サックスの融資の金利よりも低い。

## 2-4. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州 (2013年3月)<sup>14</sup>

### 【概要】

- ・ニュースピン (ソーシャル・ベネフィット・ボンド<SBB>) と呼ばれるプロジェクト。
- ・①家族から離れて公的措置により施設や里親のもとで暮らす子供を家族のもとへと戻すこと、②ケアが必要となる可能性のある子供に対して予防的な対応をすることを目的とする。
- ・州政府が事業資金の一部を拠出することにより、投資家のリスクを軽減。

4要素		概要												
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から切り離された児童ケアの成果は家庭内でのケアに比べて芳しくないことから、家庭外でのケアに至らないように予防的な政策対応をする。</li> <li>・家庭から切り離された児童に対する州政府からの公的支援負担は多額 (37,000～250,000豪ドル/人)。</li> </ul>												
B	サービス実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サリー・カウリング (Sally Cowling)、ユナイティング・ケア・チルドレン (Uniting Care Children)、ヤング・ピープル&amp;ファミリーズ (Young People &amp; Families) の3先。</li> </ul>												
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト開始時のケア対象児童は18,000名。契約期間中に約700家族の参加を見込む。</li> <li>・主な成果指標：家族との生活に戻った<sup>(注)</sup>子どもの割合。 (注) 家族との生活を12ヶ月継続すること。</li> <li>・成功報酬：支払上限は55百万豪ドル。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族との生活に戻る割合</th> <th>利回り</th> <th>満期償還支払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60%</td> <td>7.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>65%(ターゲット値)</td> <td>12.0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td>15.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	家族との生活に戻る割合	利回り	満期償還支払	60%	7.5%	100%	65%(ターゲット値)	12.0%	100%	70%	15.0%	100%
家族との生活に戻る割合	利回り	満期償還支払												
60%	7.5%	100%												
65%(ターゲット値)	12.0%	100%												
70%	15.0%	100%												
D	資金提供策の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施調査：州政府が費用を援助。</li> <li>・アップフロント資金：民間のみならず、州政府も提供。</li> <li>・投資家リスクの軽減：上記により、成果未達成の際の投資家の元本毀損割合は100%ではなく、25% (最初の4年間) ～50% (5～7年目) に縮小。</li> </ul>												
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同州において児童が家族に戻る割合は平均約25%である一方、当サービスでは約75%を達成。</li> <li>・全てのコホートでこの水準に達した場合には、ニューサウスウェールズ州の行政コストは2030年までに総額約80百万豪ドル削減される見込み。</li> </ul>												

<sup>14</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'New South Wales Government: Children in Out-of-Home Care'.  
<[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/new-south-wales-government-children-out-home-care](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/new-south-wales-government-children-out-home-care)>

## 2-5. 米国・シカゴ市（低所得者学習支援）<sup>15 16</sup>

### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に恵まれない子ども（4年間で計 2,620 人）とその保護者に、幼稚園入園前の支援プログラム（公立学校の開設する親子センター(Child Parent Center: CPC)）を提供。これにより、特別教育の負担を減らし、将来高校を卒業できる人材を増やすことを目指すもの。</li> <li>・ゴールドマン・サックスが融資。</li> </ul>
--

4要素		概要
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミッ トメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園に入園する前の準備段階を支援し、就学後特別教育を受ける確率を下げ、将来の教育機会を拡大することを目指す。</li> <li>・プリスクールで十分に準備を重ねるだけでなく、両親にも働きかけることで家庭での教育の改善を狙う。</li> </ul>
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CPCの協働チーム：学習・家族・コミュニティにおける協働を支援。</li> </ul>
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成功指標：               <ol style="list-style-type: none"> <li>①特別教育の減少：CPCプログラムに参加し特別教育の必要性が生じなくなった場合に\$9,100に子ども1名につき1%の金利をつけて支払。</li> <li>②幼稚園入園準備完了：CPCプログラムに参加し幼稚園入園準備が完了した子ども1名につき\$2,900を支払。</li> <li>③小学3年生における読み書き能力の改善：3年生への進級準備テストで全国平均を上回る子ども1名につき\$750を支払。</li> </ol> </li> </ul>
D	資金提供先 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資者：ゴールドマン・サックス、the Northern Trust Company及びJ. B. and M. K. Pritzker Family Foundation。</li> </ul>
参 考	行政コスト 削減の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的に特別教育にかかる行政コストを削減できる見込み。</li> </ul>

<sup>15</sup> City of Chicago, ‘Mayor Emanuel Announces Expansion of Pre-K to More Than 2,600 Chicago Public School Children’。  
 < [http://www.cityofchicago.org/city/en/depts/mayor/press\\_room/press\\_releases/2014/oct/mayor-emanuel-announces-expansion-of-pre-k-to-more-than-2-600-ch.html](http://www.cityofchicago.org/city/en/depts/mayor/press_room/press_releases/2014/oct/mayor-emanuel-announces-expansion-of-pre-k-to-more-than-2-600-ch.html) >

<sup>16</sup> Goldman Sachs, Child-Parent Center Pay-for-Success initiative/SIB Fact Sheet。  
 < <http://www.goldmansachs.com/what-we-do/investing-and-lending/urban-investments/case-studies/chicago-social-impact-bond-multimedia/fact-sheet.pdf> >

## 2-6. 英国・マンチェスター市<sup>17</sup>（若者及び保護者支援、2014年6月）

### 【概要】

- ・青少年が施設入所ではなく家庭で生活ができるようになることと、青少年に効果的な養育環境を提供することを目指し、保護者等への支援を実施する案件。
- ・サービス実施主体が、若者支援を提供するケア・プログラム（MTFC-A）を実施した結果、青少年が①施設から出た生活を維持したり、②学校への出席、行動変容、積極的な活動等の成果指標の向上が見られたりした場合に、市は成功報酬を支払う。

4要素		概要								
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミット メント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的支援を受けている若者は、心身の健全な発育や学業の面で問題を抱えることが多く、また、こうした青少年のケアには公的コストがかかる。</li> <li>・市は、これまで施設から家庭もしくは里親への帰宅時の支援が実施されていなかった状況下、SIBを活用した政策対応を行うことを決定。</li> </ul>								
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス実施主体（アクション・フォア・チルドレン<sup>18</sup>）は、深刻な行動と感情の問題を抱える若者へのケアプログラム（MTFC-A<sup>19</sup>）の試行とエビデンスの構築を実施。</li> <li>・①施設入所ではなく家庭で青少年が生活できるようになること、②青少年に効果的な養育環境を提供するため保護者・親戚等へのサポートを実施することを目指す。</li> </ul>								
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、①若者が施設から出た生活を維持したり、②反社会行動の減少、積極的な活動等の成果が見られた場合に成功報酬を支払う。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>支払額上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若者のMTFCプログラムへの参加</td> <td>一年間のMTFC参加継続：一週間最大£1,800</td> </tr> <tr> <td>若者の施設入所の終了</td> <td>MTFC修了後（二年半以内）：最大£350</td> </tr> <tr> <td>若者の良好な行動成果 （反社会的行動の減少、登校）</td> <td>MTFC修了後：£9,500（年間）</td> </tr> </tbody> </table>	成果	支払額上限	若者のMTFCプログラムへの参加	一年間のMTFC参加継続：一週間最大£1,800	若者の施設入所の終了	MTFC修了後（二年半以内）：最大£350	若者の良好な行動成果 （反社会的行動の減少、登校）	MTFC修了後：£9,500（年間）
成果	支払額上限									
若者のMTFCプログラムへの参加	一年間のMTFC参加継続：一週間最大£1,800									
若者の施設入所の終了	MTFC修了後（二年半以内）：最大£350									
若者の良好な行動成果 （反社会的行動の減少、登校）	MTFC修了後：£9,500（年間）									
D	資金提供先 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家：ブリッジズ・ベンチャーズ（同社がブリッジズ・ソーシャル・インパクト・ボンド基金を設立）。</li> <li>・サービス実施主体と投資家とは成功報酬を分け合う。</li> </ul>								
参 考	行政コスト 削減の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成功報酬の支払上限額（£148,600/人）は、施設収容の平均コスト（£546,000/人（3年半）＜約£3,000/週＞）を下回る。</li> <li>・市は1名の施設入所毎に施設に費用を支払うことから、行政コスト削減効果は貨幣換算しやすい。</li> </ul>								

<sup>17</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Manchester City Council - Children in Care SIB'.

〈[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/manchester-city-council-children-care-sib](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/manchester-city-council-children-care-sib)〉

<sup>18</sup> Action for Children, UK's First social impact bond to fund foster placements for kids in care'.

〈<http://www.actionforchildren.org.uk/news/archive/2014/june/first-social-impact-bond>〉

<sup>19</sup> マルチ・ディメンショナル・トリートメント・フォスター・ケア (Multi-Dimensional Treatment Foster Care - Adolescents).

## 2-7. カナダ・サスカトーン市<sup>20</sup>

### 【概要】

- ・母子家庭において母親が子どもを里親に預ける割合を減らすことを目指して、母親の識字教育、就業・育児支援等を実施するもの。
- ・母子家庭共同生活施設に最低6ヵ月滞在。共同スペースで提供されるクラス（養育水準の向上や就労機会の拡大）やワークショップ（ライフ・スキル、雇用・教育・健康・財政等）に参加し、親子が家族として共に暮らし続けられるようにするためのスキルを学ぶ。

4要素		概要
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭とその子供たちの抱える問題の解決には多大な社会的コストを要する。特に里親ケアのコストは高い。</li> <li>・子供を行政のケアにゆだねる母親を減らす事で、州政府の行政コストを削減するとともに、問題を抱える家族と彼らの居住する地域社会に社会的便益をもたらす。</li> </ul>
B	サービス実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数々のコミュニティ・サービスの運営実績を有する地元のチャリティ（EGADZ）。</li> </ul>
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア・プログラムを終え、母子で暮らすことの出来るようになった子供の数</li> <li>母親と暮らす子供の数がターゲット層22人中17人未満：元本を支払わない</li> </ul> </li> <li>・投資家は、初期投資額に加えて最大5%の成功報酬を得る。</li> </ul>
D	資金提供先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州内のローン組合コネカス・クレジット・ユニオン（\$50万）</li> <li>・民間投資家（\$50万）</li> </ul>
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間のプロジェクト実施によって見込まれる州政府の公的コスト（子どもの公的ケアにかかる費用のみ）削減額は、\$540万～\$1,500万。</li> <li>・上記のほか、医療・犯罪更生その他の社会的支援の費用まで含むと、社会的便益効果から削減しうる行政コストはより広範囲になる。</li> </ul>

<sup>20</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Saskatchewan - Children at risk of care'.  
[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/saskatchewan-children-risk-care](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/saskatchewan-children-risk-care)

### 3. 再犯防止

#### 3-1. 米国・マサチューセッツ州<sup>21</sup> (2014年1月)

##### 【概要】

- ・常習的な犯行の減少と、再犯のリスクのある若年層の雇用増進を目的とする。
- ・保護観察期間にある17歳から23歳の若者に奉仕活動・教育・雇用プログラムを提供。

4要素		概要																					
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常習的な犯行を減少させ、再犯リスクのある若年層の雇用を促進。</li> <li>・州政府は、SIBを通じて出所後の暴力や貧困等の社会環境的要因による再犯の悪循環を断ち切ることを企図。</li> </ul>																					
B	サービス実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知行動療法を通じた行動変容プログラムを使い、若年層の再犯防止の実績を有する非営利団体 (Roca) が実施。</li> </ul>																					
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間のフォローアップ期間を確保の上で、成果を測定。</li> <li>・成果指標：(プログラム実施後2～7年の間の) 刑務所収容期間の減少率。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>刑務所収容期間の減少率</th> <th>成功報酬</th> <th>州側のコスト削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%</td> <td>27</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>26</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5%</td> <td>(なし)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万ドル)</p>	刑務所収容期間の減少率	成功報酬	州側のコスト削減額	70%	27	45	55%	26	33	40%	22	22	25%	11	11	10%	2	2	5%	(なし)	0.9
刑務所収容期間の減少率	成功報酬	州側のコスト削減額																					
70%	27	45																					
55%	26	33																					
40%	22	22																					
25%	11	11																					
10%	2	2																					
5%	(なし)	0.9																					
D	資金調達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資：ゴールドマン・サックス (9百万ドル) 及びクレスゲ財団 (The Kresge Foundation and Living Cities)</li> <li>・保証：ローラ・アンド・ジョン・アーノルド財団 (Laura and John Arnold Foundation) 等。</li> </ul>																					
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑務所収容期間が40%以上減少すると、州政府の総コスト (成功報酬等支払後) も削減される (収容期間が70%減少すると、18百万ドル削減)。</li> </ul>																					

<sup>21</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Massachusetts: Reducing Juvenile Reoffending'.  
 <[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/massachusetts-reducing-juvenile-reoffending](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/massachusetts-reducing-juvenile-reoffending)>

### 3-2. 米国・ニューヨーク州<sup>22</sup> (2013 年12月)

#### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑務所出所者の再犯防止プログラム。</li> <li>・ 州の刑務所収容者(2,000 人)に対して、成果に基づいた(evidence-based) 訓練と雇用プログラムを実施。</li> </ul>
---

	4要素	概要
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミット メント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州内の刑務所出所者の41%が3年以内に再犯に至るが、刑務所収容には平均6万ドル/人を要し、州の受刑者コスト(3.6億ドル/年)は大きな財政負担となっていた。</li> <li>・ こうしたことから、州全域の再犯率の低下と出所者の雇用機会の拡大を決意。</li> </ul>
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス実施主体は、非営利団体雇用機会センター(The Center for Employment Opportunities: CEO)。</li> </ul>
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果指標：①再犯率の引下げ(刑務所収容日数の減少) ②就職者の増加。</li> </ul>
D	資金提供策 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金提供者：メリルリンチの顧客投資家(12.18百万ドル) ロックフェラー財団(1.32百万ドル)</li> <li>・ 財団の拠出分(投資家の出資金の約10%に相当)は、プロジェクトの失敗に際には投資家への返金の原資に充当される。</li> </ul>
参 考	行政コスト 削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州政府では、プロジェクトの成功により7.8百万ドルのコスト削減を見込む。</li> </ul>

<sup>22</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'New York State: Reducing Reoffending'.  
 <[http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/new-york-state-reducing-reoffending](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/new-york-state-reducing-reoffending)>



### 3-3. 米国・ニューヨーク市（未成年の更生、アメリカでの第一号案件、2012年8月）<sup>23 24</sup>

#### 【概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年受刑者に対して、認知行動療法を利用した更生プログラム「若者行動学習体験(ABLE<sup>25</sup>)」を提供し、再犯防止を図るもの。</li> <li>・市長が自分の私的財団から助成金を提供するなど、政治的コミットメントの強い案件。</li> </ul>
--

	4要素	概要
A	社会課題解決に向けた行政のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内では、白人・アジア人に比べて、アフロ・アメリカ及びラテン・アメリカ系の若者たちの貧困や失業の割合そして殺人を含む犯罪発生率が高い。</li> <li>・SIB契約の提案は、市からの強い要請によるもの。</li> <li>・市長の私的財団からの助成金提供も事前に準備。</li> </ul>
B	サービス実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生プログラム管理：貧困者向けの教育や社会政策の研究を手がける独立系非営利調査団体のMDRC。</li> <li>・プログラム実施者：市内で受刑者の更生を行っているNPO法人オズボーン・アソシエーション(OA)と、出所した未成年の更生を専門としたNPO法人フレンズ・オブ・アイランド・アカデミー(FIA)。</li> </ul>
C	成果の計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の手法：擬似実験手法(quasi-experimental design)を用い、ABLEプログラムを1年間実施した以前と以後とを比較。</li> <li>・最初に釈放されてから12ヵ月間及び24ヵ月間に再収容された日数により計測。</li> <li>・4年間のプログラム提供後に、出所した未成年受刑者の再犯率を計測。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯率が10%低下：960万ドル全額を返済。</li> <li>・再犯率が20%低下：融資額に成功報酬を加算した1,171万ドルを支払。</li> <li>・再犯率の低下が10%未満：返済金額を削減。 (例. 再犯率低下が8.5%：半額&lt;480万ドル&gt;のみ返済)</li> </ul> </li> <li>・成果計測者：独立した第三者評価機関であるヴェラ司法研究所(The Vera Institute of Justice)<sup>26</sup>。</li> </ul>
D	資金提供先の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールドマン・サックスが、更生プログラムを4年間実施するための資金960万ドルをプロジェクト管理者(MDRC)に提供。</li> <li>・NY市長の私的財団であるブルームバーグ・フィランソロピー(Bloomberg Philanthropies)がMDRCに720万ドル助成。</li> </ul>
参考	行政コスト削減の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16～18歳の男性受刑者の約50%が刑期を終えて出所してから1年以内に再犯・再入所する。未成年受刑者の割合は1日平均収容人数の約6%に過ぎないが、彼らの再犯を防ぐことは刑務所の長期的なコスト削減につながる。</li> </ul>

<sup>23</sup> The Official Website of the City of New York, Mayor Bloomberg, Deputy Mayor Gibbs and Corrections Commissioner Schir Announce Nation's First Social Impact Bond Program'.

<<http://www.nyc.gov/cgi-bin/misc/pfprinter.cgi?action=print&sitename=OM&p=1424058068000>>

<sup>24</sup> Olson, John and Andrea Phillips, 'Rikers Island: The First Social Impact Bond in the United States', *Community Development Investment Review*. Federal Reserve Bank of San Francisco.

<<http://www.frbsf.org/community-development/files/rikers-island-first-social-impact-bond-united-states.pdf>>

<sup>25</sup> The Adolescent Behavioral Learning Experience. 認知行動療法の一つである「道徳再活性化セラピー(Moral Reconciliation Therapy: MRT)」を入所者に提供。

<sup>26</sup> Parsons, Jim, The Vera Institute of Justice, 'Impact Evaluation of the Adolescent Behavioral Learning Experience Program at Rikers Island'

<<http://www.vera.org/project/impact-evaluation-adolescent-behavioral-learning-experience-program-rikers-island>>

## 4. ホームレス支援

### 4-1・英国・コミュニティ地方自治省等<sup>27</sup>（ホームレス支援分野での第一号案件）

#### 【概要】

- ・ホームレス支援にかかるコミュニティ地方自治省とグレーター・ロンドン<sup>28</sup>との協働プログラム。
- ・ロンドンにおける831名の路上生活者を対象。
- ・サービス実施主体のうちの一つが4分の1を出資。

4要素		概要
A	社会課題 解決に向けた 行政のコミッ トメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の路上生活者の平均寿命が40～44歳と短命で、生活安定支援が課題。</li> <li>・コミュニティ・地方自治省（路上生活者対応の所管）の強い意向で推進。</li> </ul>
B	サービス 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2団体（セント・マンゴー・ブロードウェイ、テムズ・リーチ）が、それぞれ415のコホート・グループへ支援プログラムを提供。</li> </ul>
C	成果の 計測可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス実施主体が四半期毎に目標値に対する成果を報告。</li> <li>・12ヵ月と18ヵ月に第三者評価を実施。</li> <li>・CHAIN（ロンドン全体の路上生活者の連絡先、宿泊先の記録、サービスのニーズ等を記録したデータベース）のデータに基づき、路上生活者の生活を検討。</li> <li>・計測可能な社会的成果：①路上生活者の減少、②安定した住居環境の提供、③継続的な母国とのつながり回復支援、④就職・職業訓練・進学。</li> </ul>
D	資金提供先 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資者：投資家(Orp Foundation、ベンチャー企業、民間投資家)が4分の3、サービス実施主体（セント・マンゴー・ブロードウェイ）が4分の1を出資。</li> <li>・3年目の年度末に出資金を返済。配当は年利6.5%（四半期毎に支払）。</li> <li>・サービス実施主体セント・マンゴー・ブロードウェイが、100%出資子会社として投資資金運営にあたる特定目的法人(ストリート・インパクト・リミテッド)を設立。</li> </ul>
参 考	行政コスト 削減可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上生活者の減少による国費負担の医療費の削減を期待。</li> </ul>

<sup>27</sup> UK Cabinet Office, Centre for Social Impact Bonds, 'Greater London Authority: Homeless People'.

< [http://data.gov.uk/sib\\_knowledge\\_box/greater-london-authority-homeless-people](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/greater-london-authority-homeless-people) >

<sup>28</sup> グレーター・ロンドン・オーソリティ(Greater London Authority: GLA、2000年に創設)は、ロンドン全域を管轄する広域の地方自治体。直接選挙で選ばれるロンドン市長とロンドン議会(London Assembly)とで構成。

## ＜主要参考文献＞

### 【日本語】

- 厚治英一 (2013) 「日本におけるソーシャル・インパクト・ボンドの可能性を探る—新たな公共ファイナンスとして期待を集めるが課題も多い」『金融財政事情』10月21日号:pp. 28-32
- 伊藤 健 (2014) 「財政再建の秘策となるか、社会的インパクト投資」『週間ダイヤモンド』12月20日号. ダイヤモンド社: pp. 84-86
- 勝又英博・塚本一郎 (2012) 「インパクト・インベストメントによる公共サービス改善の可能性—ソーシャル・インパクト・ボンドを中心に」 塚本一郎・関正雄編著 『社会貢献によるビジネス・イノベーション』丸善出版: pp. 143-167
- 神山哲也 (2014) 「地域の課題克服に活用されるソーシャル・インパクト・ボンド」『Capital Market Europe』No. 14-10, (株)野村資本市場研究所ロンドン事務所: pp. 1-16
- 兼村高文 (2014) 「英国キャメロン政権の緊縮財政政策と地方財政—国の政策で財政危機に追い込まれた地方自治体とその対応—」『自治総研』12月. 通巻434号
- グレン, アリシア (2013) 「ニューヨーク市, ソルトレーク市におけるソーシャル・インパクト・ボンド」『金融財政事情』10月7日号:pp. 38-41
- 玉村雅敏・横田浩一・上木原弘修・池本修悟 (2014) 『ソーシャルインパクト』産学社
- 塚本一郎 (2008) 『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房
- 塚本一郎・関 正雄 (2012) 『社会貢献によるビジネス・イノベーション: 「CSR」を超えて』丸善出版
- 塚本一郎(2014a) 「ソーシャル・インパクト・ボンド等の社会的投資と官民連携、ソーシャルビジネス推進政策から学ぶ —公共研 英国スタディーツアー(中間報告)株式会社公共経営・社会戦略研究所主催 2014年12月5日(金)開催 第1回公社研交流サロンプレゼンテーション資料
- 塚本一郎(2014b) 「英国における「ビッグ・ソサイアティ」とインパクト・インベストメント」公社研リサーチ・レポート <No. 1> 小磯明『英国公共サービス改革最前線: オープン・パブリック・サービスとソーシャル・インパクト・ボンドから学ぶ: 報告書』2014:pp. 1-9
- 塚本一郎・吉岡貴之(2015) 「米国ソーシャルインパクト・ボンド(SIB)現地調査レポート—米国SIBの特徴・現状と課題」2014年度 第3回 公社研交流サロンプレゼンテーション資料
- 山谷清志 (2012) 『政策評価』BASIC公共政策学 9 ミネルヴァ書房

### 【英語】

- Barclay Lisa, Symons Tom (2013). 'Guide to Social Impact Bond Development', January, Social Finance Limited(伊藤健訳『ソーシャルインパクト・ボンド組成のためのテクニカル・ガイド(日本語版)』ソーシャル・インパクト・ボンド国際シンポジウム資料(2014年1月8日(京都), 1月10日(東京)開催)
- Bullen, Roger (2014) 'National Fair Funding Conference—Social Impact Bonds: Innovative Financing for Prevention', Essex County Council.
- Nicholls, Alex and Emma Tomkinson (2013) *The Peterborough Pilot Social Impact Bond*. Saïd Business School, University of Oxford
- Porter, Michael and Mark Kramer (2005) 'Strategy and Society', *Harvard Business Review*. Dec.  
(「競争優位のCS戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』2008年1月号)
- Social Finance Limited (2014) 'The Global Social Impact Bond Market', August, Social Finance Limited

---

報告書名 ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題

発行日 2015年4月

編集・発行 神奈川県政策研究・大学連携センター

(科学技術・大学連携課)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電話 045-210-3081

ファクシミリ 045-210-8896

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0119/>

---

— 転載を希望される場合は上記までご連絡ください —



神奈川県 政策研究・大学連携センター